

地方創生に向けた金融機関の 目利き機能の強化¹²

～信用保証依存脱却への政策提言～

日本大学 鶴田大輔研究会 金融②分科会

池田直樹³

中村佳美⁴

相曽拓也⁵

奥出夕奈⁶

小山勇樹⁷

藤縄沙恵⁸

2016 年 11 月

¹ 本稿は、2016 年 12 月 10 日、11 日に開催される、ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2016」のために執筆したものである。当然ながら本稿にあり得る誤り、主張の責任はすべて筆者たち個人に帰す。

² 本稿の執筆にあたり、鶴田大輔氏（日本大学教授）をはじめとして多くの方々から大変有益な御意見を賜った。特に鶴田大輔教授には実証分析の具体的手法、文章校正など多岐にわたって惜しまぬ御協力を頂戴し、本稿は完成に至った。御協力いただいたすべての方に深い感謝の意を申し上げ、ここに記す。

³ 日本大学経済学部経済学科 3 年

⁴ 日本大学経済学部産業経営学科 3 年

⁵ 日本大学経済学部金融公共経済学科 3 年

⁶ 同上

⁷ 同上

⁸ 同上

要約

近年の日本経済において地方創生が必要とされている。地方創生には地方金融機関のモニタリング機能や目利き機能の発揮が不可欠であるが、それらが正常に発揮されておらず信用保証に大きく依存しているのではないかという問題意識のもとに、実証分析及び政策提言を行った研究論文である。中小企業に融資を行う際、情報の非対称性等の問題が存在し、この問題を解消するために中小企業に対する融資の円滑化を目的とした制度が信用保証制度である。信用保証制度は、金融機関の融資先である中小企業が債務不履行に陥った際に、信用保証協会が中小企業の債務を肩代わり(代位弁済)する制度である。しかしながら信用保証制度では金融機関のモラルハザードや、金融機関が中小企業をモニタリングするインセンティブが欠如するという問題が発生する。これは金融機関の利益向上やリスクヘッジのために、信用保証制度が利用されている可能性がある。このような問題意識より、本稿では実証分析で以下のような仮説を検証する。

- ① 地方の景気の悪化は、金融機関の中小企業向け貸出において保証付き貸出への依存を促しているのではないか。
- ② 地方の自己資本比率が高い金融機関は保証に依存的な貸出を行っているのではないか。
- ③ 不良債権比率が高い地方金融機関ほど保証に依存的な貸出を行っているのではないか。
- ④ 信用保証に依存的な貸出を行っている金融機関は代位弁済率が高いのではないか。

これらの内容を踏まえ、金融機関のパネルデータを用いて分析を行った。分析の結果は以下の①～④の通りである。

- ① 地方で景気が悪化したとき、金融機関の保証依存が高まる。
- ② 地方において、自己資本比率が高い地方金融機関が保証付き融資をより多く行っている。
- ③ 地方において、不良債権比率が高い金融機関が保証に依存している
- ④ 地方の金融機関が保証に依存した結果、代位弁済率が高まっている。

以上の結果より、地方金融機関が保証付き融資へ依存することで自行のモニタリング機能の阻害とその結果モラルハザードを誘発すると考えられる。また我々は地方創生を実現すべく、金融機関の目利き機能強化に向けた5つの政策提言を行う。

1. 信用保証協会の保証割合を 80%から 70%へ引き下げる。
2. 緊急時の 100%保証における信用保証協会の保証割合を 100%から 90%へ引き下げる。
3. 優良金融機関の融資先に対して保証料率を通常の保証料率からさらに 0.1%引き下げる。
4. 「ビジネスマッチング保証制度」を新たに創設する。
5. 新たなセーフティーネット保証制度として、「セーフティーネット 9 号：人口減少地域における新規開業企業への支援」を追加し、新規開業に対する信用保証協会の保証割合を 90%に設定する。

以上5つの提言から金融機関のモニタリングのインセンティブを促進することで、日本の地方創生を果たし、日本経済の更なる発展を期待する。

目次

はじめに

第1章 地方と信用保証制度の現状と問題点

第1節 信用保証制度の概要

- 第1項 信用保証制度の目的
- 第2項 信用保証制度の仕組み
- 第3項 信用保証制度を支える仕組み
- 第4項 信用保証制度の実績
- 第5項 信用保証制度の利用状況

第2節 地方の状況

第3節 地方と信用保証制度

- 第1項 金融機関のモラルハザード
- 第2項 地方における債権回収の問題

第2章 現状・問題意識

第3章 先行研究及び本稿の位置づけ

第1節 先行研究

- 第1項 信用金庫の貸出行動と信用保証との関係についての実証分析
- 第2項 グローバル金融危機に直撃された愛知経済
- 第3項 愛知県の中小企業金融と信用保証制度に関する企業意識調査
－愛知県信用保証協会アンケート調査結果

第2節 本稿の位置づけ

第4章 実証分析

第1節 地方の景気の悪化は、金融機関の中小企業向け貸出において保証付き貸出への依存を促しているのではないか？

第1項 仮説

第2項 業況判断D I、失業率を用いたパネルデータ分析

第2節 地方の健全な金融機関は保証に依存的な貸出を行っているのではないか？

第1項 仮説

第2項 自己資本比率を用いたパネルデータ分析

第3節 不良債権比率が高い地方の金融機関ほど保証に依存的な貸出を行っているのではないか？

第1項 仮説

第2項 不良債権比率を用いたパネルデータ分析

第4節 信用保証制度に依存的な貸出を行っている金融機関は代位弁済率が高いのではないか？

第1項 仮説

第2項 代位弁済率、信用保証依存度を用いたパネルデータ分析

第5章 政策提言

第1節 政策提言の概要

第2節 政策提言

第1項 通常保証の保証割合引き下げによる地方金融機関のモラルハザードの抑制

第2項 優良金融機関の融資先企業に対する保証料率の引き下げ

第3項 「ビジネスマッチング保証制度」の創設

第4項 「セーフティネット9号：人口減少地域における新規開業企業への支援」の追加

おわりに 政策提言と本稿のまとめ

先行研究・参考文献・データ出典

はじめに

現在、日本経済においては地方創生の必要性が高まっている。日本の国内の高齢化が深刻であり、さらに都市部ではなく地方において、人口減少の問題がある。そのような問題を踏まえ、政府は様々な政策に取り組んでいる。例えば内閣府において、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するという目的のもと「まち・ひと・仕事創生本部」が設立されている。本稿では、地方創生には金融機関の目利き機能やモニタリング機能の発揮が不可欠であると考え、金融面からの地方創生を実現する政策を提言する。なお、本稿では便宜上、人口が減少している地域を地方と定義する。金融機関は経済面において企業に資金を供給する重要な役割を担っており、金融機関の機能を充実させることにより、地方の経済がより活発化するであろう。

本稿において、具体的には地方金融機関の目利き機能及びモニタリングが正常に発揮されておらず、信用保証協会が行う信用保証制度に依存することで、地方経済の新陳代謝を阻害しているのではないかを実証的に分析する。その上で地方創生を実現すべく、地方金融機関の目利き機能を向上させる政策を提言する。信用保証制度とは、金融機関から融資を受けた中小企業が債務不履行の状態に陥った際、信用保証協会が代位弁済を行うことである。また、地方の状況については企業の開業率・人口増加率が低く、失業率が高い割合にあり、経済が低迷している傾向にある。よって、地方金融機関は融資先を拡大することが困難であり、既存の融資先から収益をあげなければならない。しかし、地方経済が低迷していることから、リスクの高い企業が多いと推察できる。

このような現状を踏まえると、地方金融機関はリスクヘッジのために信用保証制度に依存し、保証付き融資を多く実行する可能性を示唆する。地方において、保証付き融資の在り方について検討するために、先行研究を参照したうえで以下の問題を分析する。

第一に、地方の景気の悪化が金融機関の中小企業向け融資への信用保証の利用率にどのような影響を与えているのかを分析する。金融機関が保証付き融資に依存しているのであれば、地方の景気が悪化した時に金融機関の保証への依存度が大きく上昇すると考えられる。

第二に、自己資本比率が高い地方金融機関は保証付き融資に依存しているのかを分析する。金融機関の自己資本比率が高いと、BIS 規制の遵守のために中小企業融資を抑制する必要がなく、プロパー融資をより増加させることができる。そのため、このような金融機関は信用保証に依存せず、事項の目利き能力を生かした融資を伸ばすことが可能である。一方、自己資本比率が高い地方金融機関が信用保証に依存した融資を行っている場合、プロパー融資を行う余力があるにもかかわらず、金融機関の目利きを生かしたプロパー融資をするインセンティブが下がっていると考えられる。

第三に、地方金融機関の不良債権比率が高まることで保証付き融資への依存にどのように影響するのかを分析する。不良債権比率が高い金融機関がより多くの保証付き融資を行っているとするれば、リスクが高い企業に対して保証付き融資を行っていることを示唆する。

第四に、信用保証に依存的な融資を行っている地方の金融機関では代位弁済率が高くなっているのかを分析する。信用保証保証付き融資への依存度が高い金融機関の代位弁済率が高いのであれば、金融機関は目利き能力を機能させておらず、リスクの高い中小企業に保証付き融資を行っていると考えられる。つまり、地方の金融機関においてモラルハザードの問題がより深刻になっていると考えられる。

金融機関ごとのパネルデータを用いた実証分析を通じて以下の結果が導出された。第一に、人口が減少している地方では景気の悪化によって金融機関の信用保証への依存度が高まることが明らかになった。一方、都市部においてはこのような問題は相対的に深刻ではない。第二に、人口が減少している地方の金融機関は自己資本比率が高いほど信用保証に依存した融資を行っている。第三に、人口が減少している地方の金融機関は不良債権比率が高いほど信用保証に依存した融資を行っている。自己資本比率及び不良債権比率の効果は都市部においては顕著に観察されない。第四に、地方でのみ保証付き融資が多い金融機関ほど代位弁済率が高くなっている。よって地方の保証付き融資が多い金融機関は、リスクが高い中小企業に対して保証を行っており、モラルハザードの問題が深刻であるといえる。

以上の分析結果により、我々は5つの政策提言を行う。

政策①：信用保証協会の保証割合を80%から70%へ引き下げる。

政策②：緊急時の100%保証における信用保証協会の保証割合を100%から90%へ引き下げる。

政策③：代位弁済率が低かった優良金融機関の融資先企業に対して保証料率を通常の保証料率からさらに0.1%引き下げる。

政策④：「ビジネスマッチング保証制度」を新たに創設する。

政策⑤：新たなセーフティネット保証制度として、「セーフティネット9号：人口減少地域における新規開業企業への支援」を追加し、新規開業に対する信用保証協会の保証割合を90%に設定する。

政策①～③、政策⑤により、金融機関の保証付き融資の負担割合が増加し、金融機関に対して、融資先企業をモニタリングするインセンティブを高めることができる。よって、リスクの高い企業が市場から退出し、地方経済の新陳代謝が高まる。政策④により、企業の新たな事業拡大の機会を与えることができ、金融機関に対する資金需要も拡大する。よって、人口減少により投資機会が枯渇している地方に新たな投資機会が創出され、地方経済が活発化する。

第 1 章

地方と信用保証制度の現状と問題点

第 1 節 信用保証制度の概要

第1項 信用保証制度の目的

信用保証協会法第 1 条によると、信用保証制度の目的は「中小企業等に対する金融の円滑化を図ること」と定められている。具体的には、中小企業が金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会がその債務などを保証し中小企業が債務不履行となった場合、信用保証協会が代位弁済を行うことで資金供給を円滑にすることである。

この信用保証協会は、1953 年に信用保証協会法に基づいて設立された。現在、各都道府県と横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市の 4 市に設立され、51 の信用保証協会が各地域に密着した業務を行っている。

第2項 信用保証制度の仕組み

信用保証制度は、一般的に中小企業・事業協同組合、金融機関、信用保証協会の間での保証の制度である。まず、金融機関が中小企業に対して融資を行う際、信用保証協会が中小企業の経営計画や事業内容から保証の諾否を検討し、金融機関と保証契約を締結する。その後、信用保証協会が中小企業向け融資を保証し、この保証に対し、信用保証協会は日本政策金融公庫と保険契約を締結する。この契約を信用保険制度という。中小企業が債務不履行になった場合、信用保証協会が金融機関に対して代位弁済を行う。この代位弁済により生じた信用保証協会の損失の約 8 割を信用保険によって補填される。

中小企業が金融機関から融資を受ける際に利用できる信用保証制度の限度額は、普通保証で 2 億円(組合は 4 億円)、無担保保証で 8000 万円となっている。

次に信用保証制度の流れについて述べる。具体的な流れは以下の通りである。

① 保証申し込み

中小企業が信用保証を申し込む場合、協会斡旋保証と金融機関経由保証の 2 つの方法がある。協会斡旋保証とは、信用保証協会の窓口で信用保証付き融資の斡旋を申し込む方法である。また、金融機関経由保証とは、金融機関に信用保証協会の保証付き融資を申し込む方法である。金融機関経由保証を利用する際、中小企業と金融機関との間にす

でに取引が生じているため、金融機関はその中小企業の情報を保持している。審査後に信用保証協会への追加保証の申し込みが多いため、協会斡旋保証よりも保証にかかる手続きが早いというメリットがある。

② 保証承諾

保証の申し込みを受けた信用保証協会は、企業の信用調査を行い、保証の諾否を検討する。定型化・小口の取引は書面審査、大口・新規の取引は実施調査を行う。信用保証協会が保証を承諾した場合、信用保証書を金融機関に発行する。

③ 融資

金融機関は、中小企業に対し融資を実行する。中小企業はこれに際し、金融機関に対して借入金の利子を支払い、信用保証協会に対して信用保証料を負担する。

④ 償還

中小企業は定められた返済条件に基づいて、金融機関に借入金を返済する。

⑤ 代位弁済(償還が不可能となった場合)

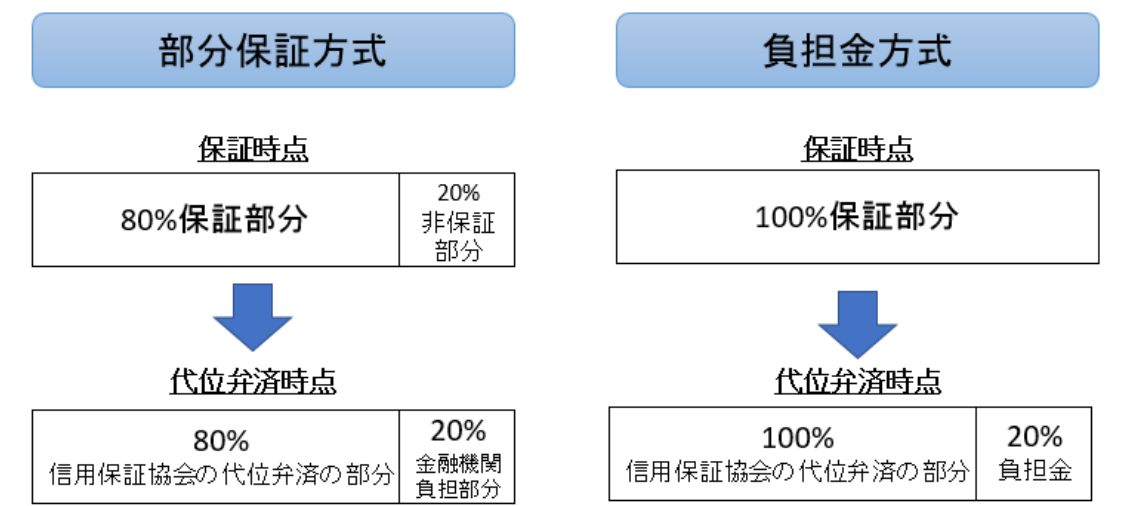
中小企業が倒産などで償還が不可能となってしまった場合、信用保証協会が金融機関に対して元金・利子を一括して代位弁済を行う。その後、信用保証協会は中小企業への求償権を得ることになり、中小企業から資金を回収する。

第3項 信用保証制度を支える仕組み

ここでは、信用保証制度が適切に機能するための制度である責任共有制度・信用保険制度・信用補完制度の3つについて述べる。

1. 責任共有制度

図 1-1 責任共有制度の仕組み



出典：全国信用保証協会連合会 HP より筆者作成

責任共有制度とは、全国信用保証協会連合会の HP によると「信用保証協会金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的としている」制度である。この責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つがあり、金融機関は自由に選択できる。

部分保証方式は貸付金の80%を信用保証協会が保証し、保証時点では残り20%は非保証だが、代位弁済の際に金融機関がその20%を負担するというものである。

負担金方式は、保証時点で信用保証協会が100%を保証するが、代位弁済状況等に応じて、金融機関は信用保証協会に対し20%の負担金を支払うものである。

信用保証制度を利用する際、原則的にこの責任共有制度がすべての保証付き融資に適用されるが、一部例外的に除外される制度があり、具体的には以下の11点である。

- 1) 経営安定関連保証(セーフティーネット保証)1号～8号
- 2) 災害関係保証
- 3) 創業関連保証(支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保証

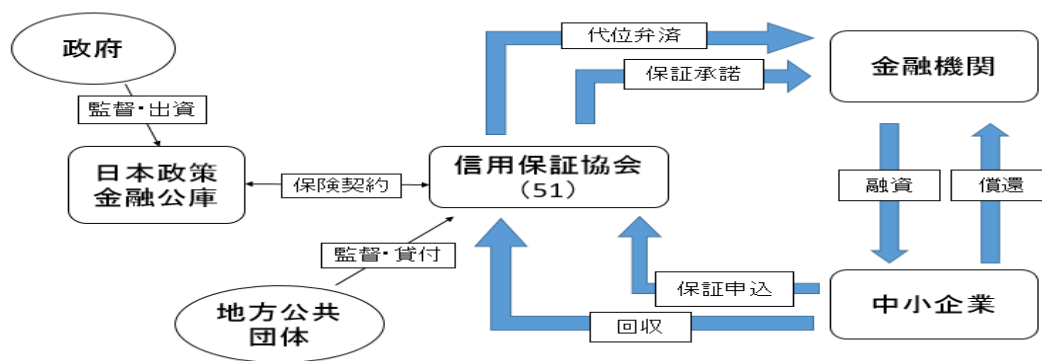
- 4) 特別小口保険に係る保証
- 5) 事業再生保証
- 6) 小口零細企業保証
- 7) 求償権消滅保証
- 8) 中堅企業特別保証
- 9) 東日本大震災復興緊急保証
- 10) 経営力強化保証制度
- 11) 事業再生計画実施関連保証制度

2. 信用保険制度

信用保証協会が行う保証には、原則としてすべて中小企業信用保険法に基づいて、日本政策金融公庫の信用保険が付くことになっている。これを包括保証保険制度といい、信用保証協会は、保険の種類と額に応じた保険料を日本政策金融公庫に支払う仕組みである。融資された資金が償還不能になり、信用保証協会が金融機関に対し代位弁済を行った場合、その代位弁済額の 70%~80%が保険金として日本政策金融公庫から信用保証協会へ支払われる。信用保証協会は保険金を受け取った後、中小企業から資金を回収するたびに、保険填補率に応じて回収金の一部を日本政策金融公庫へ返済する。以上の仕組みを信用保険制度といい、これによって信用保証協会のリスクが分散されている。

3. 信用補完制度

図 1-2 信用補完制度の関係図



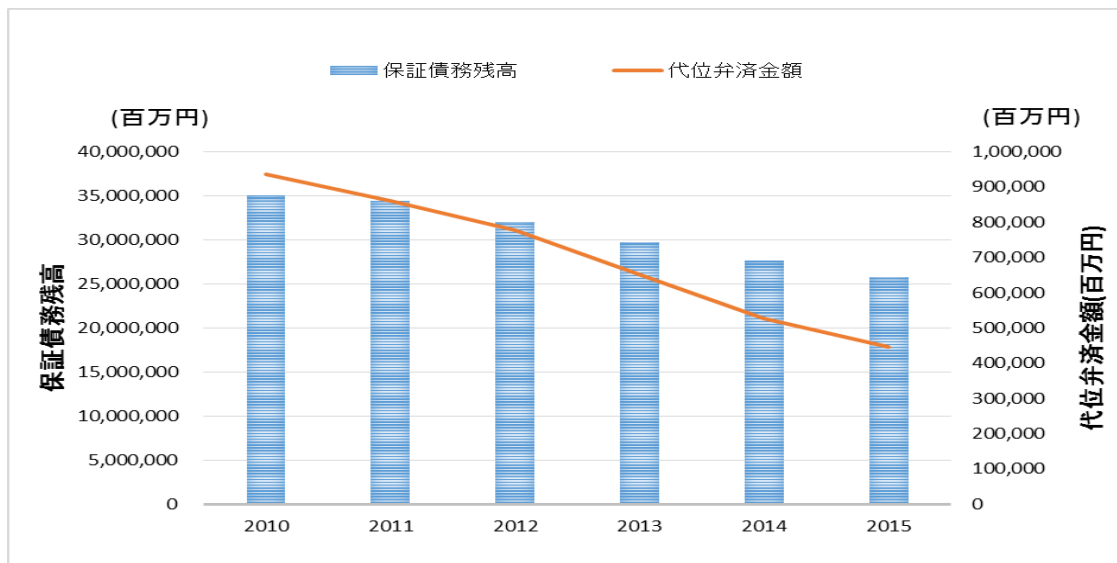
出典：全国信用保証協会連合会 HP より筆者作成

信用補完制度は信用保証協会が金融機関に対し、中小企業向け融資の保証を行う信用保証制度と、国が出資をする日本政策金融公庫がその保証を保険する信用保険制度を連結させた制度として運営されている。(図 1-2 参照)

第4項 信用保証制度の実績

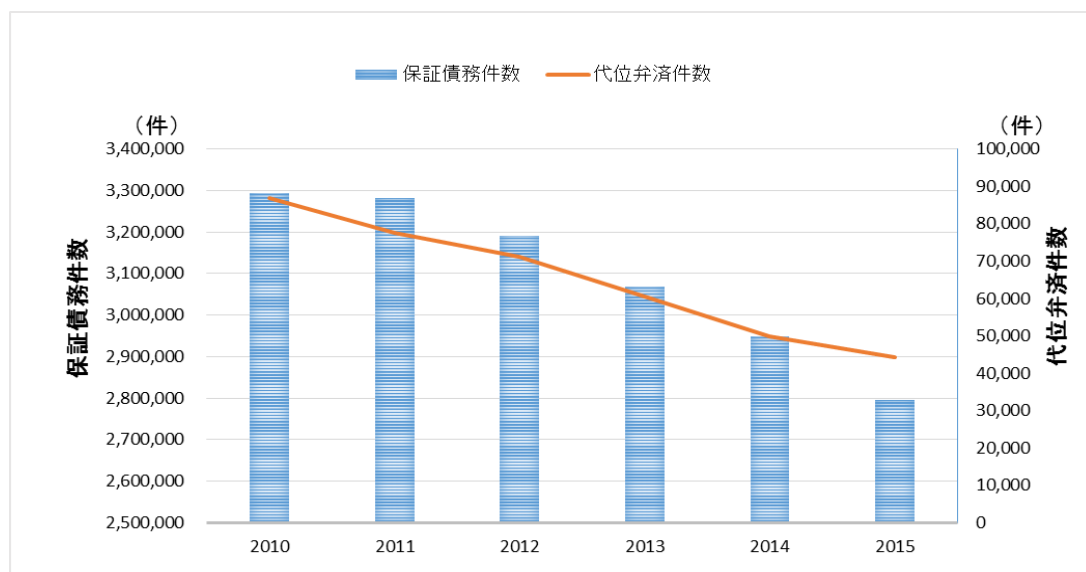
信用保証協会の保証は、設立してから徐々に規模を増大していった。1989年には約15兆6011億円の保証債務残高であったのに対し、2010年には約35兆683億円と2倍以上に増大している。また、特別保証制度が開始された翌年の1992年の保証債務残高が約43兆191億円と過去最大となっている。

図1-3 保証債務残高と代位弁済金額の推移



出典：全国信用保証協会連合会 HP より筆者作成

図1-4 保証債務件数と代位弁済件数の推移



出典：全国信用保証協会連合会 HP より筆者作成

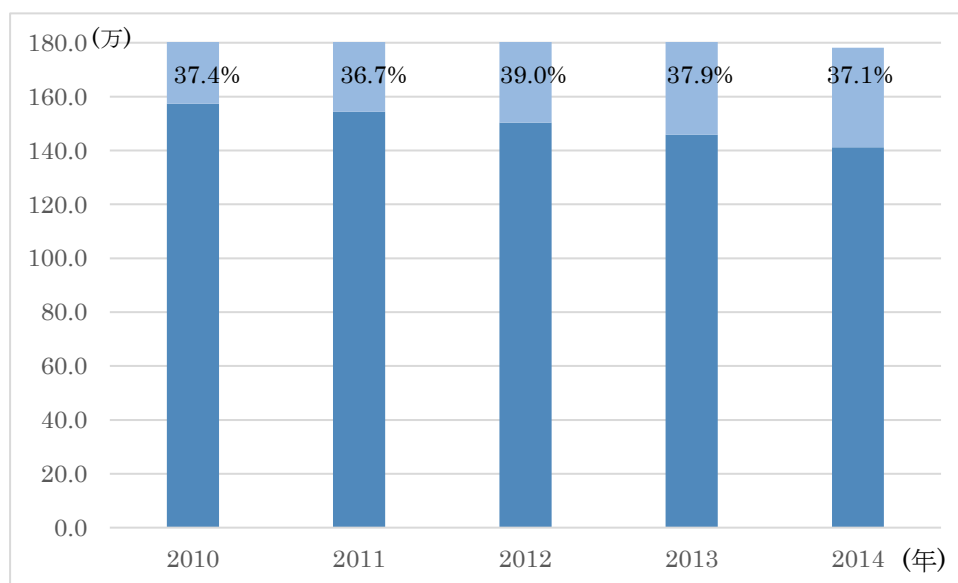
図 1-3 は、2010 年から 2015 年までの保証債務残高と代位弁済金額の推移、図 1-4 は 2010 年から 2015 年までの保証債務件数と代位弁済件数の推移を表したものである。前述の通り、2010 年の保証債務残高は 35 兆 683 億円となっているが、年々減少し、2015 年には約 25 兆 7616 億円まで減少している。保証債務件数についても減少傾向にあり、2010 年には約 329 万件、2015 年には約 279 万件まで減少している。

次に代位弁済金額と代位弁済件数について概観する。2010 年は約 9366 億円であるが、年々減少し、2015 年には 4452 億円と 5 年間で約半分の金額となっている。件数も 2010 年には 8 万 6796 件、2015 年には 4 万 4338 件と減少している。

以上の 2 つの図から、保証債務件数・残高、代位弁済件数・金額ともに減少していることがわかる。これは、日本全体的に信用保証制度に依存せずに金融機関が中小企業に対して融資を実行する傾向にあると推察できる。

第 5 項 信用保証制度の利用状況

図 1-5 中小企業の信用保証利用企業者数



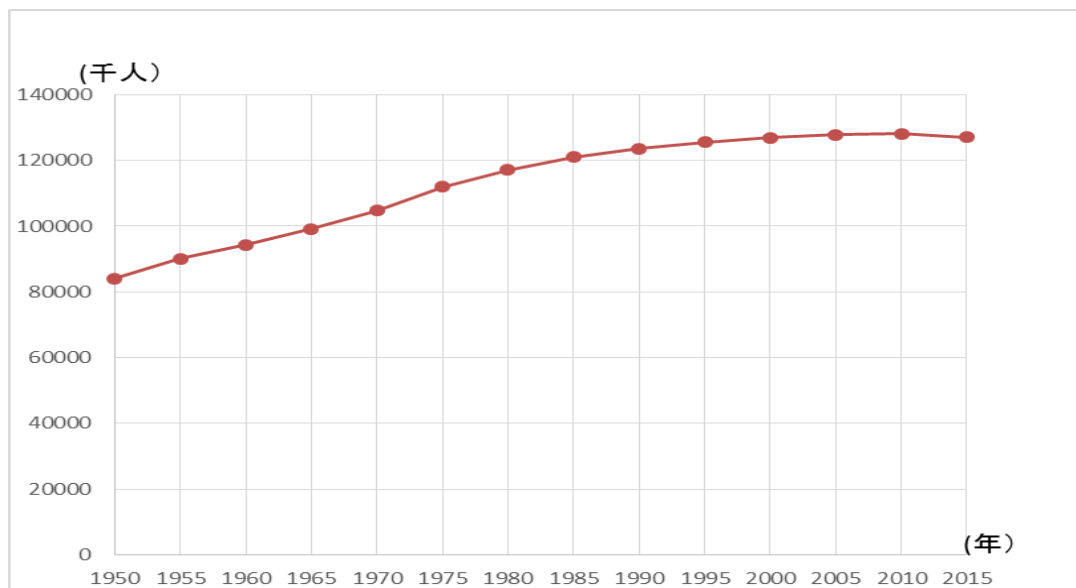
出典：中小企業庁「信用保証制度の利用動向」より筆者作成

図 1-5 は、中小企業数に対する信用保証利用企業者数の割合を示したものである。2014 年においては、中小企業者全体のうち、37.1%の企業が信用保証を利用している。このことから、多くの中小企業が信用保証を利用しているといえる。

第2節 地方の状況

第1節では、全体的に見て信用保証制度の利用率、代位弁済率ともに下がっていることが分かった。そこで、都道府県別という地域別の視点で分析を進めていくため、第2節では、都道府県別に地方の状況をデータ・グラフなどを用いて述べていく。

図 1-6 日本総人口の推移



出典：総務省統計局「人口の推移と将来の人口」より筆者作成

図 1-6 は、1950 年から 2015 年までの日本総人口の推移を表しているグラフである。このグラフから、戦後からバブル崩壊した 1990 年付近にかけて、人口が伸びているものの、それ以降は人口の伸び率が低い。近年において人口は減少に転じており、人口減少により消費が縮小することが考えられる。故に、人口減少は国内の市場を縮小させ、経済を縮小させる恐れがある。人口の減少は喫緊の課題となっている。

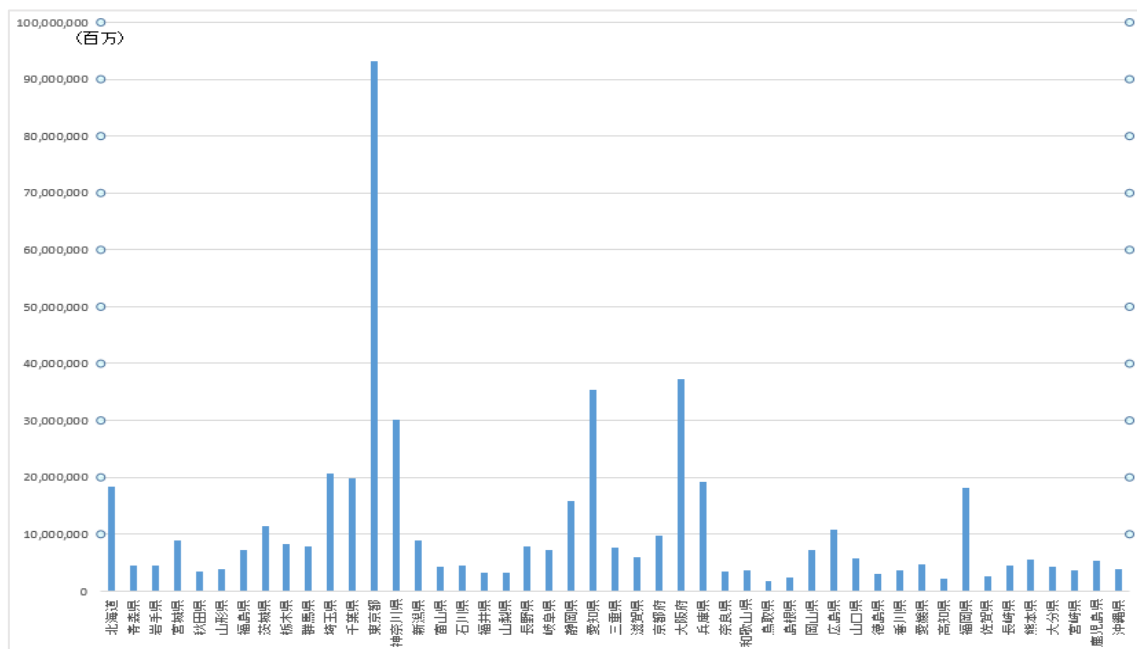
表 1-1 都道府県別の人口増加率

	都道府県	(%)			
1	沖縄県	5.34			・
2	東京都	4.98			・
3	神奈川県	2.56			・
4	埼玉県	2.38	43	山形県	-7.98
5	滋賀県	1.62	44	岩手県	-8.62
	・		45	青森県	-8.72
	・		46	福島県	-10.68
	・		47	秋田県	-10.78

出典：総務省統計局「人口推計」より筆者作成

表 1-1 は、2008 年から 2013 年の都道府県別の人口増加率の平均の値を算出し、上位 5 県と下位 5 県を表したものである。人口増加率がプラスの都道府県は上記の 5 県を含め計 9 県のみであり、その他の都道府県は全てマイナスという結果になった。つまり、図 1-6 で示した人口減少の傾向は、多くの都道府県において当てはまることを示している。また、この図から東京都や神奈川県といった都市部の人口が増加している一方で、秋田県や福島県といった地方の人口が減少していることが読み取れる。

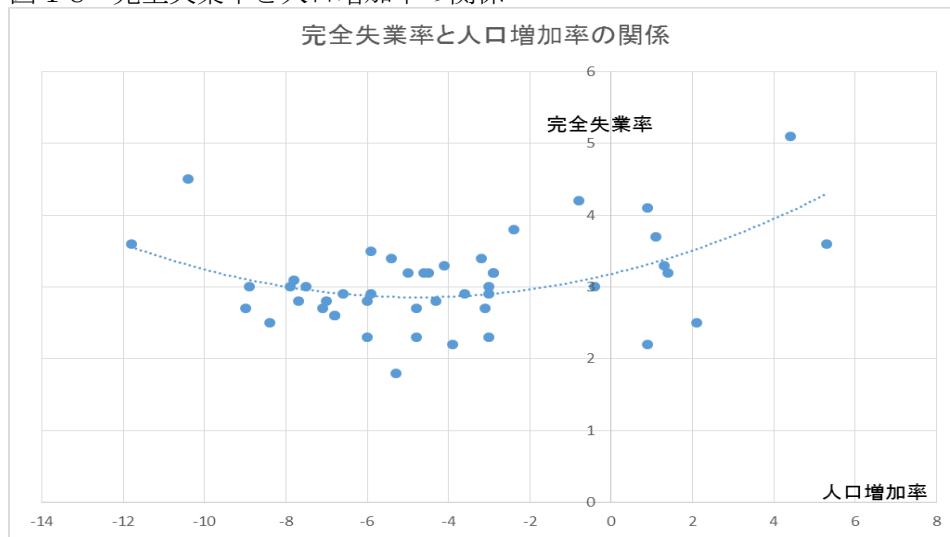
図 1-7 都道府県別の名目県内総生産（2015 年）



出典：内閣府より筆者作成

図 1-7 は都道府県別の 2015 年の名目県内総生産を示したものである。周知の事実であるが、東京都、神奈川県といった都市部では県内総生産の規模が大きく、秋田県、福島県、青森県といった地方では小さい。表 1-1 の結果とあわせると、県内総生産の規模が小さく、経済活動があまり活発ではない地域において、人口が減少している一方、経済活動が活発で県内総生産が大きい都市において人口が増加している傾向がある。また、滋賀県、埼玉県といった県内総生産が大きい都市部に隣接した県においても人口が増加しているため、この結果も大都市において人口が増加している傾向を示している。

図 1-8 完全失業率と人口増加率の関係

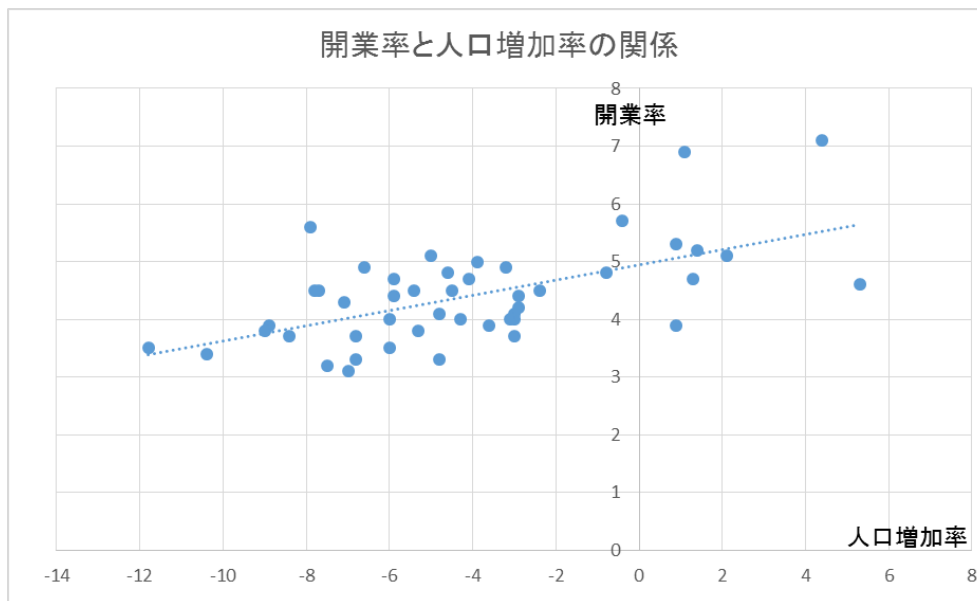


出典：総務省統計局より筆者作成

図 1-8 は、2015 年の完全失業率と 2012 年の人口増加率の関係を表したものである。二次関数を仮定した図中の点線で近似線を示したところ、人口増加率 -4% 近辺を底辺に U 字型となった。つまり、人口増加率の高い都道府県と低い都道府県において、完全失業率が高くなっている。人口増加率が高い都道府県については、労働需要側である企業数に対して労働供給側である人口が多いため、完全失業率が高くなっていると推察できる。ただし、人口増加率が高いことで、消費の活性化に伴い企業の新たな参入が見込めるため、今後、高い失業率は解消できるだろう。

一方で、人口増加率が減少し、その水準が極めて低い都道府県においては、人口に対して企業数が多い。これらの都道府県では、地方経済の景気悪化に伴い、企業が衰退しているため失業率が高くなっている。さらに、今後の消費が低迷すると予想されるため、抜本的に経済状況が改善されなければ、失業率の改善は困難であると考えられる。

図 1-9 開業率と人口増加率の関係

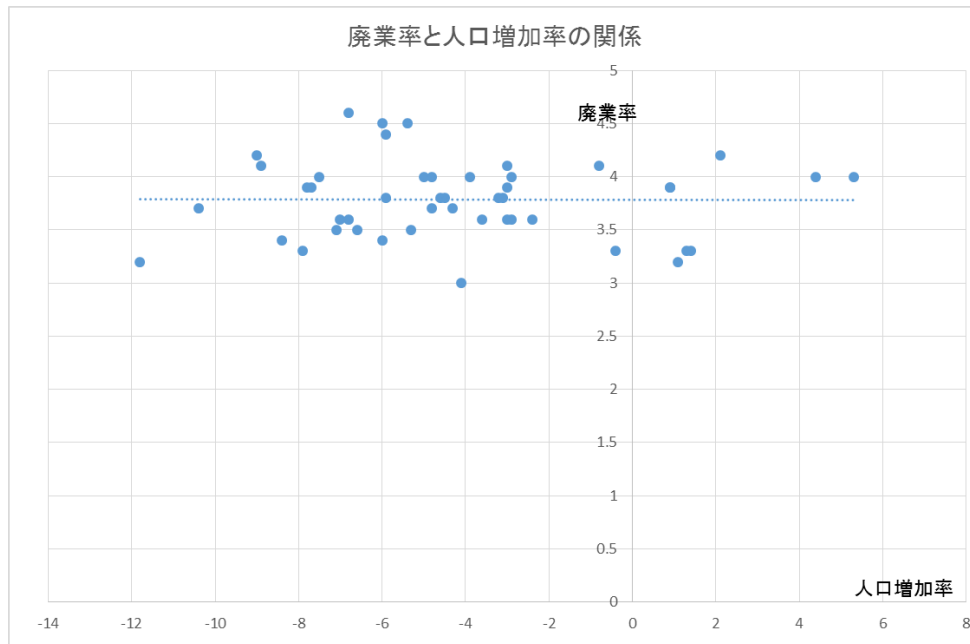


出典：総務省統計局、厚生労働省「雇用保険事業年報」より筆者作成

※開業率は、ある特定の期間において「新規に開設された企業を年平均にならした数」を「期首において既に存在していた企業数」で割ったものである。

図 1-9 は、2012 年の開業率と人口増加率の関係を表したものである。図中の点線は線形を仮定した近似線を示している。この近似線が右上がりであることから、人口増加率が高い都道府県に比べて、人口増加率の低い都道府県の開業率が低いことが読み取れる。前述の通り、人口が増加している地域は東京や神奈川といった都市部である。このような地域は人口増加に伴い経済が活性化し、多くの企業が参入しているため、開業率が高くなっていると考えられる。一方、秋田県や青森県といった、県内総生産で測った経済規模が小さく、人口が減少している地域において、新規企業が参入する余地はあまりない。人口が減少している地方で開業をしても、企業の収益性が低いと予想されるため開業率が低くなっている。

図 1-10 廃業率と人口増加率の関係



出典：総務省統計局、厚生労働省「雇用保険事業年報」より筆者作成

※廃業率は、「退出した企業を年平均にならした数」を「期首において存在していた企業数」で割ったものである。

図 1-10 は、2012 年の廃業率と人口増加率の関係を表している。図 1-9 で示した開業率のグラフにおいて、開業率と人口増加率の関係は右上がりであった。人口増加率と廃業率のグラフからは、人口増加率の高い都道府県と低い都道府県の間で、廃業率にあまり大きな差はみられなかった。特に人口減少地域において、市場の活性化が見込まれないにもかかわらず、廃業率が人口増加地域と変わらないことは、不自然な淘汰（退出すべき企業が退出していない現象）が起こっている可能性がある。また、開業率・廃業率がともに低い状況は新陳代謝を阻害し、経済の活性化を遅らせる可能性がある。

以上から、都市部においては、開業率・人口増加率ともに高い割合にある。都市部は県内総生産の値が大きく市場が拡大していることから、新規企業が参入し、都市部の地域経済が活性化しているといえる。地域経済が活性化し、投資機会がより多く生まれているので、企業の資金需要が大きく、金融機関の融資先が地方に比べて比較的多いと推察できる。

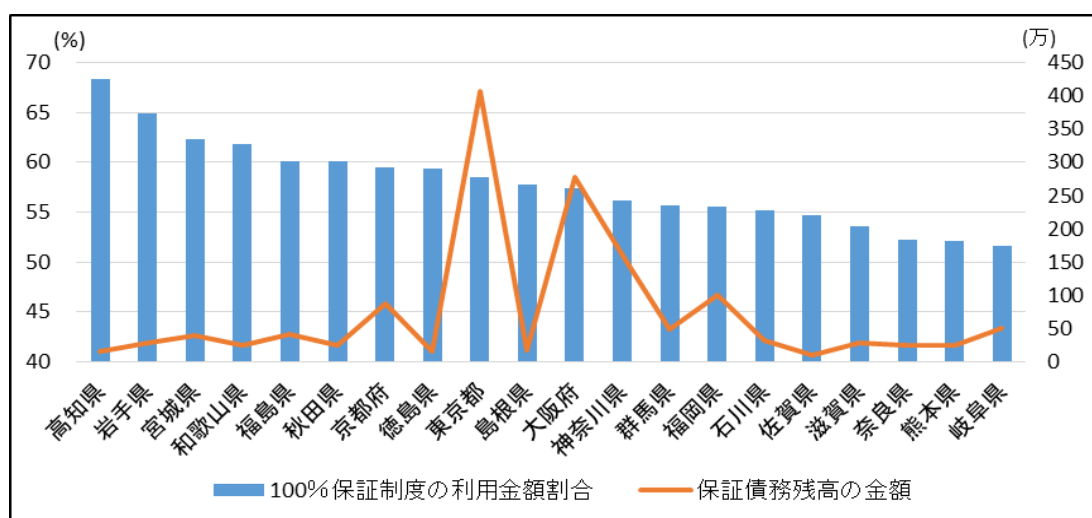
一方、地方における県内総生産の値は小さく、開業率・人口増加率が低い割合にある。地方経済が衰退の傾向にあることから、企業の新たな投資機会が見込めない。そのため、地方金融機関は新たな融資先を開拓することができず、既存の融資先から収益性を高めなければならない。しかし、既存の融資先は、市場規模の縮小に伴いリスクの高い企業が多いと推察できる。

第3節 地方と信用保証制度

第1項 金融機関のモラルハザード

金融機関は信用保証を利用せずに、直接中小企業に対して融資を行う、プロパー融資が存在する。プロパー融資において、借り手企業が債務不履行に陥った場合、銀行がすべての損失を被る。そのため、大企業に比べてリスクが高い中小企業に対して、審査基準が厳しくなるのが当然である。しかし、中小企業向け融資が信用保証協会により保証されていれば、金融機関は借り手である中小企業の貸し倒れリスクを考慮する必要がなくなるため、リスクが高くても貸出を行うようになる。金融機関は融資をした中小企業が債務不履行に陥っても100%保証のケースでは全く損失を被ることはない。そのため、本来であれば金融機関が行うべき審査やモニタリングが信用保証協会任せとなり、金融機関が融資先の十分な審査を行わない。また、金融機関はリスクが高い中小企業を保証付きで融資しようとするため、モラルハザードの問題が生じる可能性がある。これは責任共有制度導入前において、信用保証協会が金融機関の保証付き融資を100%保証していたために発生した問題である。しかし、責任共有制度の導入後も、制度の要件を満たせばセーフティネット保証制度等による全額保証制度を金融機関は利用できるため、100%保証を利用し続ければ、金融機関の融資先の中小企業に対してモニタリングを行うインセンティブは高まらない。そのため、淘汰されるべき企業に融資が行われる可能性がある。また、金融機関がそういった企業に融資し続ければ、自己資本比率を維持するために新規参入の中小企業には融資が行われない可能性もある。

図 1-11 都道府県別 100%保証利用率



出典：中小企業庁 HP より筆者作成

図 1-11 は、2014 年の保証債務残高の金額のうち、セーフティーネット保証制度といった 100%保証制度をどのくらい利用しているかを表したグラフであり、51 協会のうち 100%保証制度の利用金額割合が高い上位 20 都道府県の協会を示した。

表 1-2 都道府県別の中小企業者数

1	東京都	447,659	38	秋田県	35,098
2	大阪府	292,993	39	奈良県	33,296
3	愛知県	220,767	40	香川県	32,743
4	埼玉県	172,182	41	山梨県	32,485
5	兵庫県	154,646	42	福井県	30,626
6	北海道	151,123	43	徳島県	26,911
7	福岡県	143,058	44	高知県	26,373
8	千葉県	128,900	45	佐賀県	25,521
9	静岡県	127,440	46	島根県	23,542
10	広島県	87,414	47	鳥取県	17,118

出典：中小企業庁 HP より筆者作成

表 1-2 は 2014 年の都道府県別の中小企業数を示した表であり、上位と下位の 10 都道府県の中小企業数を示した。

図 1-11、表 1-2 より、企業数が比較的少なく、保証債務残高の金額が少ない県（高知県、秋田県、徳島県、島根県、佐賀県、奈良県）において、100%保証制度の利用割合が高くなっている傾向があることがわかる。これらの県は都市部より離れており、地方の都道府県に分類されるであろう。つまり、地方の金融機関は信用保証制度を利用し、かつ 100%保証制度の割合が高いということは、県内の企業数が少ない傾向にあるにもかかわらず、その中小企業に対して金融機関による適切なモニタリングは行われていないと考えられる。また、今後もここで挙げた地方の金融機関が 100%保証制度を利用し続けていくのであれば、金融機関が中小企業に対して、適切なモニタリングを行うインセンティブが高まる可能性は低いと考える。また、リスクが高い中小企業を保証するインセンティブが存在し続けるため、これらの地域において企業の新陳代謝が弱まると予想される。

第 2 項 地方における債権回収の問題

本節第 1 項で述べたように、金融機関のモラルハザードが起こればリスクの高い企業への信用保証付き融資が多くなる。そのため、保証付き融資実行後にリスクの高い中小企業がデフォルトした場合、金融機関が保証協会に対して代位弁済を行い、求償権が信用保証協会に移動するため、信用保証協会が保有する中小企業の不良債権の金額が多くなる。保証協会は中小企業から回収を行いながら損失をできる限り少なくしていくが、不動産などの売却による回収が最も効率的な方法であると考えられる。

表 1-3 都道府県別の地価増減率

秋田県	-4.65	岩手県	-2.2
鹿児島県	-2.7	山口県	-2.1
島根県	-2.35	新潟県	-2.05
鳥取県	-2.25	和歌山県	-2.05
青森県	-2.2	高知県	-1.9

出典：国土交通省 HP より筆者作成

しかし、地方において不動産価格の下落のため、バブル崩壊以前において主流であった不動産による債権回収が困難である。表 1-3 は 2015 年から 2016 年にかけての、企業が多く存在しているであろう商業地と工業地の地価の変動率を平均し、変動率が低い上位 10 県を表している。表 1-3 より、地価の減少率が高い都道府県は、青森県、岩手県、高知県といった前述の地方に分類される都道府県であり、地方の地価の下落は進んでいることがわかる。地価の下落が激しいということは、中小企業への貸出が有担保貸出であった場合、担保となっていた不動産の価値が融資実行時点よりも減少していることを意味し、企業がデフォルトした場合の債権回収が困難になる。そのため、地方の金融機関が代位弁済を行い、保証協会が債権回収を行う場合、回収が困難となり、信用保証制度の財政負担はさらに大きくなる。

第2章 現状・問題意識

日本ではバブル崩壊以降、景気対策として信用保証制度はその規模を拡大してきた。第1章で述べたように信用保証制度は中小企業金融において資金繰りに苦しむ企業の下支えとして有効に機能してきた。また、信用保証制度の必要性は、市場の失敗の回避や情報の非対称性などの観点から主に説明でき、日本において保証制度の目的・効果として最も言及されるのは、中小企業への資金供給を円滑にする効果である。

現在、日本では保証部分が責任共有制度による部分保証(80%保証)と、セーフティーネット保証や負担金方式による全額保証(100%保証)の両方があり、保証割合は諸外国に比べて非常に高くなっている。こうした高い割合での信用保証制度の副作用として金融機関と企業のモラルハザードが挙げられる。保証協会からの代位弁済が期待されるために、金融機関は融資先企業の審査やその後の経営モニタリングを行うインセンティブを持たず、本来金融機関が持つ審査やモニタリング機能を阻害する。さらに、金融機関は、リスクを信用保証協会に転嫁する目的で保証制度を利用するインセンティブを持っているため、保証なしで借入れが可能な企業にも保証付きの融資を実行する可能性がある。また、借り手である企業側としては、金融機関のモニタリングが不十分になり負債の規律付けが弱くなることで、経営改善努力を怠り、リスクが高い投資を実行する可能性がある。

これらの問題は企業再編を遅らせ、本来ならば競争力の悪化によって市場から退出していた中小企業が残存し、市場の新陳代謝を阻害するということが予想される。これは信用保証制度の本来の目的である、中小企業金融の円滑化の目的に反するといえる。OECD 対日審査報告書では「寛容な政府保証が再編を遅らせ、いわゆる「ゾンビ」企業を温存する」(P23)と述べられている。このような現状から中小企業の成長を促進するには、中小企業政策を危機状況に対応したセーフティーネットに重点を置くのではなく、破綻企業の再編の促進にシフトしていくことが重要であると考えられる。

日本ではこの信用保証制度の在り方を巡り、国会で骨太の方針として「金融機関による適切なリスク負担を図る観点から、信用保証制度の在り方について本年中に検討を進め、あるべき方向性を示す」(2015年6月30日閣議決定)という方向性を示している。つまり、信用保証制度の改革は喫緊の課題であり、金融機関のモニタリングのインセンティブをできる限り阻害せず、中小企業の金融の円滑化を達成しつつ、中小企業の成長を後押しするような政策を実施することが重要である。

本稿では、この信用保証制度を利用した中小企業向け貸出において、本来ならば業績の悪化によって市場から退出していた企業がこの保証制度によって延命し、地域に存在し続けることで地域の新陳代謝を阻害しているのではないかという仮説に基づいて、信用保証制度に対する効果や副作用、この信用保証制度の在り方を再検討していく。

第 3 章

先行研究及び本稿の位置づけ

第 1 節 先行研究

本稿では、信用保証制度の観点から地方の中小企業の延命をテーマとして分析を進めている。そこで先行研究として、安田行宏(2010)「信用金庫の貸出行動と信用保証との関係についての実証分析」、家森信善(2010)「グローバル金融危機に直撃された愛知経済」、富村圭(2010)「愛知県の中小企業金融と信用保証制度に関する企業意識調査—愛知県信用保証協会アンケート調査結果」を参考にした。

第 1 項 信用金庫の貸出行動と信用保証との関係についての実証分析

安田(2010)は信用保証協会による保証と信用金庫(以下、信金)の貸出行動の関係について実証的に検証を行うことを目的とした論文である。

2008 年後半の世界金融危機の影響により、急速な景気後退が起こった。そこで、政府は同年 10 月に緊急保証制度を創設した。この制度を意識しながら、安田(2010)は公的な信用保証制度が信金の融資行動にどのような影響を与えるのかについて実証的に分析している。ちなみにこの分析の対象期間において、個別金融機関レベルでの信用保証協会の保証関連のデータを入手できたのは信金のみだったため、信金を分析対象としている。

分析方法は、一般保証と緊急保証を含む信用保証が信金の貸出行動に対して与える影響をみるために、以下のパネルデータに基づく定式化の下で推計している。

$$\text{Loan}_{i,t} = \alpha_0 + \alpha_1 \text{CG}_{i,t} + \alpha_2 \text{EQCAPLEV} + \alpha_4 \text{BL}_{i,t} + \varepsilon_{i,t}$$

LOAN：中小企業貸高残高および貸出金の合計

CG：信用保証残高の代理変数

EQCAPLEV：各年度末の各信金の会員勘定

BL：各年度末の各信金の不良債権額

なお、分析結果においては「旧債振替」に利用される可能性を懸念して「特別保証」の利用が本当に貸出の増加につながっているか否かではなく、どの程度増えているかを重要視している。

分析より安田(2010)は、保証付きの貸出が 1 単位増加すると、中小企業貸出残高が 0.5 単位増加するという結果を得ている。このことは他の条件を一定として、信用保証貸出の増

額分がそのまま信金の中小企業貸出の増加につながる訳ではないことを示している。理由として、景気後退に伴って貸出残高が減少している可能性や、金融機関による借り換えの拒否の可能性、借り換えによる「旧債振替」が行われている可能性を安田(2010)は指摘している。

また、信用保証の貸出への影響を総貸出で評価すると、保証貸出の増加の効果はかなり削減されることがわかる。具体的には、信用保証が1単位増加しても総貸出は0.2単位しか平均的に増加しない。先の結果をふまえると、中小企業貸出以外の貸出が総額で0.3単位減少することになる。

以上のことから、信用保証による信金への貸出増加に対する下支えの効果は大きいものの、負の側面も否定できない。

第2項 グローバル金融危機に直撃された愛知経済

次に、家森(2010)ではリーマンショック後の愛知県の中小企業の経済状況や信用保証制度の利用状況を分析している。リーマンショック後という特殊な状況ではあるが、地域単位での信用保証制度の利用状況は本稿に關係するため、紹介する。

愛知県の実質 GDP 成長率は 2008 年のリーマンショックにより急落した。全国の-3.7%と比べても、愛知県は-7.1%にまで下がった。また、有効求人倍率 2007 年初めは約 2 倍だったがリーマンショックで 1.5 倍まで落ち、2009 年 5 月には 0.5 倍を切った。

ここから、家森(2010)は愛知経済が急落した理由を、2008 年度の県民所得の早期推計結果から分析した。大きく落ち込んだのは企業設備投資と輸出であるが、GDP 成長率に対する増加寄与度でみると企業設備投資が-1.2%、輸出が-7.6%だった。つまり、2008 年度の経済の落ち込みの一番の原因は輸出の大幅減少だと指摘している。日本全体が不況になり国内での支出が減少したことももちろんだが、主に自動車産業の輸出の大幅減少が愛知経済に打撃を与えた。

次に中小企業の経済状況についてか、業況判断 D I をみると 2008 年第 4 四半期に急激に悪化し、2009 年の第 1 四半期では全国で-50.0、中部では-53.0 まで落ち込んでいる。また、中部と全国を比較すると 2008 年の第 3 四半期を境に中部の方が悪くなっている。しかし、このような実体経済の落ち込みにもかかわらず、企業の倒産数はそれほど増えていない。この理由を、家森(2010)は金融面での大規模な支援が続けられたためだと考えている。中小企業の資金繰り D I をみると、リーマンショック後は大企業と中小企業の資金繰りの格差が顕著化している。業績の落ち込みによって中小企業の信用リスクは上昇したものの、金利は上昇せず、倒産数は増えず、中小企業の資金繰り感は厳しい。これは愛知県の金融機関がプロパーの貸出先を優先的に限定してリスクの上昇した企業に貸し出さなくなり、信用保証の付いた貸出を積極的に実行するという形で対応しているからだと言われている。

資金繰りが厳しいと感じているにもかかわらず倒産数がさほど増えていないのは公的な

信用保証制度によって中小企業金融が支えられているからである。愛知県内には愛知県信用保証協会と名古屋市信用保証協会がある。それぞれの開示資料によると、2008年度の保証承諾額はいずれも前年の1.5倍に増加した。また、2009年3月末時点では県内貸出金の10.5%に信用保証がついていた。ここで家森(2010)は金融機関の業態別に、2009年の愛知県内の中小企業貸出額に占める信用保証の割合を推計した。県内全体でみると、中小企業貸出の2割以上に信用保証が付与されている。業態別にみると、都市銀行では信用保証によるカバー率が低い一方、第二地方銀行や信用金庫では30%前後とかなり高い数値となっている。

以上のことから、グローバル金融危機に見舞われた愛知経済において、信用保証制度の拡大によって支えられた金融機関の貸出増加が企業倒産を抑制し、地域経済の底割れを防いだといえる。

第3項 愛知県の中小企業金融と信用保証制度に関する企業意識調査—愛知県信用保証協会アンケート調査結果

富村(2010)は、信用保証制度を利用し愛知県内に本社を置く中小企業を対象にアンケート調査を2009年に行った。目的はリーマンショックをきっかけに発生したグローバル金融危機が東海地方の中小企業金融にどのような影響を与えているかを明らかにすることと、信用保証制度の課題を探ることである。

アンケート結果より、中小企業の借入金融機関数は規模の影響が大きい、信用金庫をメインバンクにしている企業では1金庫からのみ借り入れている企業の比率が高い。信用金庫は、規模が小さいものの、当該信用金庫以外に資金調達先を持たない企業が多いことから、信用金庫の経営パフォーマンスは地域経済に大きな影響を与える可能性が高い。愛知県内の企業の99.6%がメインバンクを持っており、借り手である中小企業のメインバンクに対する評価も高い。顧客に関する知識という観点では、信用金庫の評価は高く都市銀行の評価は低い。これは都市銀行の場合、信用保証を利用する小規模企業群に対しては十分なリレーションシップバンキングを行うことに消極的になっているからだと言及(富村(2010))している。

また、アンケート調査によると、「赤字から黒字に転換」した企業に対して、信用金庫と県内地銀は支援負担コストの回収のために金利引き上げをより行っていた。「黒字から赤字に転落」した企業には支援のために金利引き下げが増える傾向がみられた。いずれもリレーションシップバンキングの提供と整合的な結果だった。しかし、そうした支援の仕組みを持続させるためには、黒字企業や黒字転換企業に対して金利引き上げが行われなければならないがそれは難しい。金融機関の収益性が慢性的に低くなっていることから、富村(2010)はリレーションシップバンキングの持続性に対して憂慮している。

リレーションシップバンキング機能強化として、コンサルティング機能の強化を図ることが地方金融機関の共通の課題となっている。しかし金融機関から企業へは、「国や地方公

共団などの公的支援策のうち金融関連のもの(信用保証制度や制度融資など)」を除くと、ほとんど有用な助言や情報を受けていない。よって金融機関の情報提供能力を生かし、金融機関がコンサルティングを行うインセンティブを高める政策が今後は必要である。

第2節 本稿の位置づけ

第1節で述べた先行研究のそれぞれの内容は主に以下の通りである。

安田(2010)では信用保証は中小企業貸出の増加に必ずしもつながる訳ではないが、信金からの貸出への影響は大きいことが実証された。なお、安田(2010)の分析は信金のみを分析対象としている。家森(2010)より、中小企業の資金繰りが困難でも、企業の倒産を信用保証制度が防いでいることがわかる。その際、都市銀行よりも地方銀行の方が信用保証制度の利用率は高い。富村(2010)では信用保証制度の課題は、金融機関から中小企業への情報提供能力の不足だと指摘している。家森(2010)と富村(2010)の分析対象は愛知県の中小企業と信用保証協会である。

そこで本稿では、安田(2010)とは異なり分析対象を都市銀行と地方銀行にし、また1つの地方にしばらず都道府県単位で地域の信用保証と中小企業の貸出との関係を分析する。これにより、マクロ的な視点ではなくミクロ的な視点での分析が可能になる。信用保証協会は各都道府県に設置されており、各地域で経済状況が異なる。つまりマクロ的に全国の現状を分析して信用保証に関する対策を提言しても、必ずしも全ての地方で効果が発揮されないため政策効果は薄くなると考える。よって、地域の事情を勘案しながらミクロ的に分析することで、現状分析の正確性や政策提言の実現性がより高まる効果が見込める。

第4章 実証分析

第1節 地方の景気の悪化は、金融機関の中小企業向け貸出において保証付き貸出への依存を促しているのではないか？

第1項 仮説

第一の分析として地方の景気の悪化が金融機関の中小企業向け貸出への信用保証の利用率にどのような影響を与えているのかを検証する。本稿では金融機関別の中小企業向け貸出残高のうち、信用保証を利用している保証債務残高の割合を信用保証依存度とする。信用保証依存度を被説明変数とし、地方の景気悪化を示すデータを説明変数として以下のパネルデータを用いた分析を行う。仮に地方の金融機関が信用保証に対して大きく依存しているのであれば、景気が悪化した時に金融機関の保証依存度が大きく上昇するはずである。

第2項 業況判断D I、失業率を用いたパネルデータ分析

本稿では、パネルデータ分析を用いて地方の景気悪化が信用保証依存度にどう影響を与えるのかを検証する。パネルデータとは同一の対象を継続的に観察する時系列データと、ある時点における場所・グループ別などに記録した複数の項目を集めたデータのクロスセクションデータを合わせたデータであり、これを用いることで金融機関の観察できない時間を通じて不変の効果をコントロールできる。通常の方法を用いると、omitted variables などの問題が深刻になりうるが、パネルデータを用いることにより、観察できない時間を通じた不変の効果を除去することが可能になる。

● 推定式

分析する式は下記の通りである

$$\text{信用保証依存度}_{i,t} = \alpha_0 + \alpha_1 \text{業況判断D I}_{i,t} + \alpha_2 \text{失業率}_{i,t} + \alpha_3 X_{i,t} + \mu_i + \varepsilon_{i,t} \quad [1]$$

i は銀行を表し、 t は 2011~2014 年度の 4 年間のデータであることを表す添え字である。 $\varepsilon_{i,t}$ は標準正規分布に従う誤差項である。 μ_i は銀行ごとの固定効果を表す。推定には固定効果モデルを利用し、銀行ごとの固有の効果をコントロールした。ハウスマン検定を行った結果、固定効果と誤差項の間の相関が有意にゼロと異なるため、固定効果モデルを利用して推定を行った。被説明変数として採用した信用保証依存度 $_{i,t}$ は金融機関別の中小企業向け

貸出残高のうち、信用保証を利用している保証債務残高の割合を表す変数であり、(保証債務残高／中小企業向け貸出残高)と定義される。説明変数には都道府県別の業況判断D I、失業率を用いる。都道府県別の業況判断D I、失業率は各金融機関の本店所在地のデータをそれぞれの金融機関の説明変数とした。コントロール変数 $X_{i,t}$ には、金融機関の負債および純資産の合計を対数変換したもの(資産合計(自然対数))、総資産対業務純益率、不良債権比率、自己資本比率、人口増減率が含まれる。利益率は業務純益を負債および純資産の合計で除したものであり、不良債権比率は破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計を貸出金で除したものの、自己資本比率は株主資本を負債および純資産の合計で除したものである。人口増減率は、金融機関の本店所在地の t 年度の都道府県別人口から $t-1$ 年度の都道府県別人口の引いたものを $t-1$ 年の都道府県別人口で除したものである。

● 使用したデータの説明

分析に用いたデータは株式会社日本経済新聞デジタルメディアが提供するオンラインデータベースの「日経 NEEDS Financial QUEST」から、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行、各金融機関の中小企業向け貸出残高を取得した。このほかに全国銀行協会 HP に掲載されている財務諸表分析、貸借対照表／損益計算書 2011,2012,2013,2014 年分の 3 月末のデータを用いた。都道府県別の人口データは総務省統計局 HP から取得した。また各金融機関の保証債務残高および代位弁済額、中小企業の業況判断D Iは中小企業庁 HP「金融機関別の代位弁済の状況」「中小企業景況調査報告書」より入手した。このデータは 2012 年(2011 年度)以降のデータが利用可能であるため、本稿の分析の範囲を 2011 年度以降とした。また次節以降で行う分析でも同じデータを用いる。

● 符号条件の説明

業況判断D Iは低下するほど景気の悪化を表す。地方の景気が悪化するほど信用保証依存度が高くなるのであれば、 α_2 はマイナスとなり統計的に有意な結果が得られるはずである。また逆に失業率は増加するほど景気の悪化を表すため、 α_3 がプラスの値となるはずである。

- 基本統計量

表 4-1 基本統計量

Variable	Obs	Mean	Std.Dev	Min	Max
信用保証依存度	432	0.116	0.066	0.000	0.926
資産合計(自然対数)	432	14.779	1.149	12.320	19.087
総資産対業務純益率	432	0.002	0.002	-0.010	0.011
不良債権率	432	0.032	0.012	0.011	0.083
自己資本比率	432	0.043	0.009	0.024	0.084
人口増減率	432	-0.001	0.048	-0.722	0.470
業況判断DI	432	-21.775	6.099	-35.075	-0.250
失業率	432	3.898	0.854	2.200	6.900
代位弁済率	432	0.020	0.008	0.000	0.053

各変数の基本統計量は表 4-1 の通りである。各変数の最大値、最小値の値を見ると、大きく外れた値は観察されないため、ここでは外れ値の問題は特に重要ではないと思われる。また表 4-1 の各変数は以降の分析でも同じものを用いる。

● 分析結果

表4-2 業況判断DI、失業者数を用いたパネルデータ分析の分析結果

	(1)	(2)	(3)
	信用保証依存度		
業況判断DI	-0.00105*** (0.00020)	-0.00068*** (0.00021)	-0.00101*** (0.00020)
業況判断DI×人口減地域ダミー		-0.00055*** (0.00010)	
失業率	0.00012 (0.00009)	0.00030*** (0.00009)	0.00017* (0.00009)
失業率×人口減地域ダミー			0.00004** (0.00002)
資産合計(自然対数)	-0.01749 (0.01659)	0.01094 (0.01662)	-0.01745 (0.01649)
総資産対業務純益率	0.47128 (0.63397)	0.47289 (0.60530)	0.49185 (0.63043)
不良債権率	0.54711** (0.21383)	0.07844 (0.22051)	0.48668** (0.21447)
自己資本比率	-0.07257 (0.35722)	-0.03106 (0.34115)	-0.04262 (0.35546)
人口増減率	-0.00395 (0.01642)	0.00808 (0.01583)	-0.00277 (0.01634)
観測数	432	432	432
金融機関数	109	109	109
決定係数	0.32	0.38	0.33

Standard errors in parentheses

* significant at 10%; ** significant at 5%; *** significant at 1%

推定式(1)を用いて分析した結果が上記の表 4-2 である。業況判断DIの係数はマイナスであり、統計学的に 1%水準で有意である。失業率の係数はプラスであるが統計学的に有意とはいえない。推定式(2)は推定式(1)の分析結果に業況判断DIと人口減地域ダミーの交差項を加えた結果である。本稿では、地方を「2011 年度から 2014 年度にかけて人口が減少した都道府県」を地方としているため、当てはまる条件の都道府県を人口減地域ダミー変数に設定した。この交差項の係数はマイナスでありは統計学的に 1%で有意である。つまり、交差項の係数は、全体の業況判断DIの係数と比べ、人口減少地域の業況判断DIの係数の値が小さく(係数の効果は大きく)なっていることを意味する。これは地方と地方ではない都道府県において、同じ業況判断DIが減少した場合に、地方ではより金融機関の信用保証依存度が高まるといえる。

推定式(3)は推定式(1)の分析結果に失業率と人口減地域ダミーの交差項を加えたものである。この交差項は統計学的に 1%で有意である。推定式(1)のすべての都道府県では有意ではなかった失業率の係数であるが、人口減少地域ダミーとの交差項を用いた分析において、失業率の係数はプラスで 10%の水準で有意であり、失業率と人口減地域ダミーの係数はプ

ラスで 5% の水準で有意である。推定式(2)と同様に、地方において失業率が高まり、景気が悪化した場合に金融機関による信用保証依存度がより高まるといえる。この結果より、地方の景気の上昇が金融機関の保証付き貸出への依存を脱却する手がかりであると考えられる。

第 2 節 地方の健全な金融機関は保証に依存的な貸出を行っているのではないか？

第 1 項 仮説

第二の分析として地方の金融機関の自己資本比率に注目する。本稿では金融機関を、自己資本比率が高いほど健全であるとする。金融機関の自己資本比率が高いと、BIS 規制の遵守のために中小企業融資を抑制する必要がなく、プロパー融資をより増加させることができる。そのため、このような金融機関は信用保証に依存せず、事項の目利き機能を生かした融資を伸ばすことが可能である。その結果、地方の新陳代謝が進み、経済活性化につながると考えられる。一方、地方の健全な金融機関が信用保証に依存した貸出を行っている場合、金融機関の目利きを生かした貸出をするインセンティブが下がっていると考えられる。このような場合、金融機関の目利き能力を生かせず、リスクが高い企業が延命される可能性がある。また、金融機関が信用保証に依存した保守的な融資行動をとることにより、地方の市場に必要なイノベーティブな企業も新たに融資を受けられない可能性がある。

第 2 項 自己資本比率を用いたパネルデータ分析

● 推定式

分析する式は下記の通りである。

$$\text{信用保証依存度}_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \text{自己資本比率}_{i,t} + \beta_2 (\text{自己資本比率} \times \text{人口減地域ダミー}) + \beta_3 X_{i,t} + \mu_i + \varepsilon_{i,t} \quad [2]$$

i は銀行を表し、 t は 2011, 2012, 2013, 2014 年度のデータであることを表す添え字である。 $\varepsilon_{i,t}$ は標準正規分布に従う誤差項である。 μ_i は銀行ごとの固定効果を表す。推定には固定効果モデルを利用し、銀行ごとの固有の効果をコントロールした。ハウスマン検定を行った結果、固定効果と誤差項の間の相関が有意にゼロと異なるため、固定効果モデルを利用して推定を行った。第 1 節と同様に、被説明変数として採用した信用保証依存度 $_{i,t}$ は金融機関別の中小企業向け貸出残高のうち、信用保証を利用している保証債務残高の割合を表す変数であり、(保証債務残高 / 中小企業向け貸出残高) と定義される。説明変数には自己資本比率、自己資本比率と人口減地域ダミーの交差項を用いる。自己資本比率は株主資本を負債および純資産の合計で除したものである。本稿では、地方を「2011 年度から 2014 年度に

かけて人口が減少した都道府県」を地方としているため、当てはまる条件の都道府県を人口減地域ダミー変数に設定し自己資本比率との交差項に用いた。コントロール変数 $X_{i,t}$ には、金融機関の負債および純資産の合計を対数変換したもの(資産合計(自然対数))、総資産対業務純益率、都道府県別の業況判断D I、失業率、不良債権比率、人口増減率が含まれる。利益率は業務純益を負債および純資産の合計で除したものであり、都道府県別の業況判断D I、失業率は各金融機関の本店所在地のデータを用いたものである。不良債権比率は破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計を貸出金で除したもの、人口増減率は、金融機関の本店所在地のt年度の都道府県別人口からt-1年度の都道府県別人口の引いたものをt-1年度の都道府県別人口で除したものである。これらの変数の定義はすべて第1節と同様である。

● 符号条件の説明

金融機関の自己資本比率が高いほど信用保証に依存した貸出を行っているのであれば、 β_1 がプラスとなり統計的に有意な結果が得られるはずである。逆に金融機関の自己資本比率が高いほど信用保証に依存した貸出を行っていないのであれば β_1 はプラスにならない。同様に、地方の金融機関の自己資本比率が高いほど信用保証に依存した貸出を行っているのであれば、 β_2 がプラスとなり統計的に有意な結果が得られるはずである。逆に地方の金融機関の自己資本比率が高いほど信用保証に依存した貸出を行っていないのであれば β_2 はプラスにならない。

● 分析結果

表4-3 自己資本比率を用いたパネルデータ分析の分析結果

	(4)	(5)	(6)
		信用保証依存度	
年度	ALL	2011-12	2013-14
自己資本比率	-0.25581 (0.34424)	-2.12625 (1.37677)	0.42416 (1.27382)
自己資本比率×人口減地域ダミー	0.25316*** -0.04727	1.76599 (1.45331)	0.12202* (0.06766)
資産合計(自然対数)	0.00961 (0.01669)	-0.05894* (0.03484)	0.04527 (0.06823)
総資産対業務純益率	0.41725 (0.60798)	1.54809*** (0.57578)	-1.13570 (1.60731)
業況判断DI	-0.00109*** (0.00020)	-0.00057* (0.00032)	0.00029 (0.00055)
失業率	0.00025*** (0.00009)	0.00009 (0.00022)	0.00037 (0.00028)
不良債権率	0.16574 (0.21705)	-0.82029*** (0.26932)	0.71951 (0.53694)
人口増減率	0.01461 (0.01613)	0.13525 (0.10946)	-0.00279 (0.02415)
観測数	432	215	217
金融機関数	109	109	109
決定係数	0.37	0.26	0.18

Standard errors in parentheses

* significant at 10%; ** significant at 5%; *** significant at 1%

推定式〔2〕を用いて分析した結果が上記の表 4-3 である。今回使用しているデータは 2011,2012,2013,2014 年度の 4 年分であるため、(4)の 4 年間の分析と(5)2011-2012 年度、(6)2013-2014 年度の 2 年間毎の分析も行った。

(4)の分析結果では自己資本比率の係数はマイナスであり、統計学的に有意であるとはいえない。逆に自己資本比率と人口減地域ダミーの交差項の係数はプラスであり、統計学的に 1%で有意である。よって地方の金融機関が健全であり、プロパー融資をより多く実行できるほど信用保証に依存した貸出を行っているということである。仮説でも述べたように地方の健全な金融機関が信用保証に依存的な貸出を行っている場合、金融機関の目利き機能を活用するインセンティブが下がっていると考えられる。(5)、(6)の自己資本比率と人口減地域ダミーの交差項に注目すると、(5)の分析結果では係数はプラスではあるが、統計学的に有意ではない。しかし、(6)の分析結果では、係数はプラスであり統計学的に 10%で有意である。よって(5)、(6)の自己資本比率と人口減地域ダミーの交差項の結果より、「地方の金融機関が健全であるほど信用保証に依存した貸出を行っている」という傾向はより近年に起こっているといえる。

第3節 不良債権比率が高い地方の金融機関ほど保証に依存的な貸出を行っているのではないか？

第1項 仮説

第三の分析として地方の金融機関の不良債権比率が高まることで保証付き貸出への依存にどのように影響するのか検証する。不良債権比率が高い金融機関がより多くの保証付き融資を行っているとするれば、リスクが高い企業に対して保証付き融資を行っていることを示唆する。また、保証付き融資であれば負担するリスクが小さいもしくは、(セーフティーネット保証等であれば)ゼロであるため、金融機関はリスクが高い企業に対して、自行の目利き能力(モニタリング能力)を活用して融資を拒絶するインセンティブを持たない。仮に不良債権比率が高い地方の金融機関が保証に依存的な貸出を行っている場合、第2節の自己資本比率の高い金融機関と同様、金融機関の目利き機能を活用するインセンティブが下がっていると考えられる。このような場合、地方において退出すべき企業が延命され、地方経済の活性化が阻害される可能性がある。

第2項 不良債権比率を用いたパネルデータ分析

● 推定式

分析する式は下記の通りである。

$$\text{信用保証依存度}_{i,t} = \gamma_0 + \gamma_1 \text{不良債権比率}_{i,t} + \gamma_2 (\text{不良債権比率} \times \text{人口減地域ダミー}) + \gamma_3 X_{i,t} + \mu_i + \varepsilon_{i,t} \quad [3]$$

i は銀行を表し、 t は2011,2012,2013,2014年度のデータであることを表す添え字である。 $\varepsilon_{i,t}$ は標準正規分布に従う誤差項である。 μ_i は銀行ごとの固定効果を表す。推定には固定効果モデルを利用し、銀行ごとの固有の効果をコントロールした。ハウスマン検定を行った結果、固定効果と誤差項の間の相関が有意にゼロと異なるため、固定効果モデルを利用して推定を行った。第一節と同様に、被説明変数は信用保証依存度 $_{i,t}$ 採用した。説明変数には不良債権比率、不良債権比率と人口減地域ダミーの交差項を用いる。コントロール変数 $X_{i,t}$ には、金融機関の負債および純資産の合計を対数変換したもの(資産合計(自然対数))、総資産対業務純益率、都道府県別の業況判断D I、失業率、自己資本比率、人口増減率が含まれる。これらの定義も第1節と同様である。

- 符号条件の説明

金融機関の不良債権比率が高いほど信用保証に依存した貸出を行っているのであれば、 γ_1 がプラスとなり統計的に有意な結果が得られるはずである。逆に金融機関の不良債権比率が高いほど信用保証に依存した貸出を行っていないのであれば γ_1 はプラスにならない。同様に、地方の金融機関の不良債権比率が高いほど信用保証に依存した貸出を行っているのであれば、 γ_2 がプラスとなり統計的に有意な結果が得られるはずである。逆に地方の金融機関の不良債権比率が高いほど信用保証に依存した貸出を行っていないのであれば γ_2 はプラスにならない。

- 分析結果

表4-4 不良債権比率を用いたパネルデータ分析の分析結果

	(7)	(8)	(9)
	信用保証依存度		
年度	ALL	2011-12	2013-14
不良債権比率	-0.15704 (0.24414)	-1.47704*** (0.47750)	0.50879 (0.57921)
不良債権比率×人口減地域ダミー	0.35271*** (0.06629)	0.95499* (0.55773)	0.18364* (0.09920)
資産合計(自然対数)	0.00622 (0.01652)	-0.05382 (0.03459)	0.04379 (0.06732)
総資産対業務純益率	0.40015 (0.60838)	1.33391** (0.56081)	-1.19192 (1.60988)
業況判断DI	-0.00107*** (0.00020)	-0.00045 (0.00032)	0.00025 (0.00055)
失業率	0.00028*** (0.00009)	0.00021 (0.00022)	0.00041 (0.00028)
自己資本率	0.01771 (0.34314)	-0.60408 (0.54954)	0.53925 (1.28898)
人口増減率	0.01208 (0.01604)	0.05595 (0.04493)	-0.00489 (0.02394)
観測数	432	215	217
金融機関数	109	109	109
決定係数	0.37	0.27	0.18

Standard errors in parentheses

* significant at 10%; ** significant at 5%; *** significant at 1%

推定式 [3] を用いて分析した結果が上記の表 4-4 である。今回使用しているデータは2011,2012,2013,2014年度の4年分であるため、(7)の4年間の分析と(8)2011-2012年度、(9)2013-2014年度の2年間毎の分析も行った。

(7)の分析結果では不良債権比率の係数はマイナスであり、統計学的に有意であるとはいえない。この結果は、不良債権比率が高く、借り手企業の信用リスクが高いほど信用保証

依存度が低いことを示している。つまり、一般的にはリスクが高い企業に対して保証付きで金融機関が融資を行う、という仮説は支持されない。一方、不良債権比率と人口減地域ダミーの交差項の係数はプラスであり、統計学的に 1% で有意である。つまり、地方の金融機関の不良債権比率が高いほど信用保証に依存した貸出を行っているということである。仮説でも述べたように地方の不良債権比率が高い金融機関が信用保証に依存的な貸出を行っている場合、金融機関の目利きをするインセンティブが下がっていると考えられる。(8) の分析結果では、不良債権比率の係数がマイナスの係数であり統計学的に 1% で有意であるが、直近の(9)の分析結果ではプラスの係数であるが統計学的に有意ではなくなっている。一方、(8)と(9)において、不良債権比率と人口減地域ダミーの交差項の係数はプラスで、統計的に 10% で有意である。よって「地方の金融機関の不良債権比率が高いほど信用保証に依存した貸出を行っている」という傾向は 4 年間を通して起こっているといえる。

第 4 節 信用保証制度に依存的な貸出を行っている金融機関は代位弁済率が高いのではないかな？

第 1 項 仮説

保証付き融資への依存度が高い金融機関の代位弁済率が高いのであれば、金融機関の目利き機能を発揮させておらず、リスクの高い中小企業に保証付き貸出を行っていると考えられる。その結果として、代位弁済率が高まると考えられる。前節までの分析により、不良債権比率が高い地方の金融機関の信用保証依存度が高いことから、人口が減少している地方において、この問題が深刻であると予想される。

第 2 項 代位弁済率、信用保証依存度を用いたパネルデータ分析

● 推定式

分析する式は下記の通りである。

$$\text{代位弁済率}_{i,t} = \delta_0 + \delta_1 \text{信用保証依存度}_{i,t} + \delta_2 (\text{信用保証依存度} \times \text{人口減地域ダミー}) + \delta_3 X_{i,t} + \mu_i + \varepsilon_{i,t} \quad [4]$$

i は銀行を表し、 t は 2011, 2012, 2013, 2014 年度のデータであることを表す添え字である。 $\varepsilon_{i,t}$ は標準正規分布に従う誤差項である。 μ_i は銀行ごとの固定効果を表す。推定には固定効果モデルを利用し、銀行ごとの固有の効果をコントロールした。ハウスマン検定を行った結果、固定効果と誤差項の間の相関が有意にゼロと異なるため、固定効果モデルを利用して推定を行った。被説明変数として採用した代位弁済率 $_{i,t}$ は金融機関別の信用保証を利用している保証債務残高のうち、代位弁済が発生した額の割合を表す変数であり、(代位弁済額

／保証債務残高)と定義される。

説明変数には信用保証依存度、信用保証依存度と人口減地域ダミーの交差項を用いる。コントロール変数 $X_{i,t}$ には、金融機関の負債および純資産の合計を対数変換したもの(資産合計(自然対数))、総資産対業務純益率、都道府県別の業況判断D I、失業率、不良債権比率、自己資本比率、人口増減率が含まれる。これらの変数の定義はすべて第1節と同様である。

● 符号条件の説明

仮説の通り、保証付き融資への依存度が高い金融機関ほど代位弁済率が高いのであれば、 δ_1 がプラスとなり統計的に有意な結果が得られるはずである。逆に保証付き融資への依存度が高い金融機関ほど代位弁済率が低いのであれば δ_1 はプラスにならない。地方の金融機関の信用保証への依存度が高いほど代位弁済率が高ければ、 δ_2 がプラスとなり統計的に有意な結果が得られるはずである。逆に地方の金融機関の信用保証への依存度が高いほど代位弁済率が高いと言えないのであれば、 δ_2 は有意にゼロと異ならない。

● 分析結果

表4-5 代位弁済率、信用保証依存度を用いたパネルデータ分析の分析結果

	(10)	(11)
	代位弁済率	
信用保証依存度	0.02631 (0.02003)	0.00428 (0.02232)
信用保証依存度×人口減地域ダミー		0.01467** (0.00672)
業況判断DI	-0.00032*** (0.00007)	-0.00034*** (0.00007)
失業率	0.00005 (0.00003)	0.00008** (0.00003)
資産合計(自然対数)	0.00759 (0.00589)	0.01210* (0.00621)
総資産対業務純益率	-0.01016 (0.22549)	0.00684 (0.22430)
不良債権比率	0.04748 (0.07666)	-0.01956 (0.08216)
自己資本比率	-0.02669 (0.12712)	-0.03307 (0.12640)
観測数	432	432
金融機関数	109	109
決定係数	0.17	0.18

standard errors in parentheses

*significant at 10%; ** significant at 5%; *** significant at 1%

推定式 [4] を用いて分析した結果が上記の表 4-5 である。(10)の分析結果では、信用保証依存度の係数はプラスであるが、統計学的には有意であるとはいえない。(11)の分析結果

でも信用保証依存度の係数はプラスであるが、統計学的には有意であるとはいえない。しかし、信用保証依存度と人口減地域ダミーの係数はプラスであり、統計学的に 5%で有意である。これは地方でのみ、保証付き貸出が多い金融機関ほど代位弁済率が高いことを意味する。よって地方の保証付き貸出が多い金融機関は、リスクが高い中小企業に対して保証を行っており、モラルハザードの問題が深刻であると言える。つまり、金融機関が目利き機能を発揮せず、モニタリングを行っていないという問題が地方において発生している。

第 5 章 政策提言

第 1 節 政策提言の概要

本稿では、地方金融機関の目利き機能が正常に発揮されず、信用保証制度への依存によって地方経済の新陳代謝を阻害しているのかを実証的に分析した。それによって以下のような結果が得られた。

第一に、景気が悪化したことによって、地方金融機関がより信用保証制度の依存を高めている。第二に、地方の金融機関は健全であるほど信用保証に依存した貸出を行っている。つまり、地方金融機関の目利き機能を生かした貸出をするインセンティブが下がっていると考えられる。このような場合、金融機関の目利き機能を生かせず、リスクが高い企業が延命される可能性がある。また、金融機関が信用保証に依存した保守的な融資行動をとることにより、地方経済の活性化に必要なイノベティブな企業も新たに融資を受けられない可能性がある。第三に、地方の金融機関は不良債権比率が高いほど信用保証に依存した貸出を行っている。この結果、地方において退出すべき企業が延命され、地方経済の活性化が阻害されていると考えられる。第四に、地方でのみ保証付き貸出が多い金融機関ほど代位弁済率が高い。よって地方の保証付き貸出が多い金融機関は、リスクが高い中小企業に対して保証を行っており、モラルハザードの問題が深刻であると言える。つまり、金融機関が目利き機能を発揮せず、モニタリングを行っていないという問題が地方において発生している。

以上の結果から、我々は地方創生を実現すべく、金融機関の目利き機能強化に向けた政策提言を行う。具体的には、通常保証に関しては保証割合引き下げ、保証料率を優良金融機関の貸出先に対しては引き下げる。現状創設されている流動資産担保融資保証制度（ABL 保証）、小口零細企業保証制度等の各種保証制度のほかに、ビジネスマッチング保証制度の創設を提言する。また、新たなセーフティーネット保証制度として、「セーフティーネット 9 号：人口減少地域における新規開業企業への支援」を追加し、新たに人口減少地域と優良金融機関を指定したうえで、新規開業企業に対する保証割合を引き上げる。

第 2 節 政策提言

第 1 項 通常保証の保証割合引き下げによる地方金融機関のモラルハザードの抑制

第 1 章で述べた通り、信用保証制度は金融機関がリスクの高い中小企業に対して保証付き融資を行うというモラルハザードの問題を発生させており、特に地方金融機関のモラルハザードを誘発している。地方金融機関のモラルハザードを抑制するために、信用保証の

割合を引き下げることが提言する。現在、責任共有制度において、信用保証協会の保証割合は 80%、金融機関の負担割合は 20%となっており、金融機関が負担するリスクが低く、結果として金融機関のモラルハザードを誘発している。よって、金融機関のモラルハザードを抑制すべく、責任共有制度における信用保証協会の保証割合を、80%から 70%に引き下げることが提言する。信用保証協会の保証割合を大幅に引き下げるとは、金融機関の中小企業に対する大幅な貸出の低下につながると考えられるため、段階的に引き下げることとする。信用保証協会の保証割合を 70%に引き下げることによって、金融機関の負担割合が 30%に増加するため、金融機関が取引先の中小企業をモニタリングするインセンティブを与えることができる。

また、現在緊急時において、中小企業が業種などの制度の要件を満たせば、セーフティーネット保証などによる 100%保証を利用できる。第 1 章で述べた通り、地方は企業数が少ない傾向にあるにも関わらず、100%保証の割合が高い。また、計量分析により示された通り、景気が悪化した時に地方において、より信用保証に金融機関が依存する傾向にある。よって金融機関はリスクの高い中小企業に対して、リスクがない状態で貸出を行うことができる。これは、金融機関が中小企業に対して適切なモニタリングするインセンティブを阻害する原因になる。このモラルハザードを抑制すべく、セーフティーネット保証などの例外規定である 100%保証を廃止し、信用保証協会の保証割合を 90%に引き下げ、金融機関の負担割合を 10%に引き上げることが提言する。責任共有制度における信用保証協会の保証割合引き下げと同様に、保証割合を大幅に引き下げるとは、中小企業に対する大幅な貸出の低下につながることが懸念されるため、段階的に引き下げることとする。

第 2 項 優良金融機関の融資先企業に対する保証料率の引き下げ

現状の信用保証制度では、リスク考慮型保証料率を採用しており、CRD スコアに基づいて算出された信用リスクに基づいて、保証先の中小企業の信用保証料率が算定されている。通常の 80%保証の保証料率は 0.45%から 1.9%である。低金利で借入れを行うことができる昨今において、中小企業にとって保証料負担は大きな負担となっている。一方、第 4 章の実証分析で示したように、地方の金融機関において高い信用保証依存の問題やそれによる高い代位弁済率という問題が発生しており、信用保証制度が地方金融機関のモニタリング機能や目利き機能の発揮に対して大きな阻害要因となっている。このような状況においては、優良な中小企業であるにもかかわらず金融機関からの借入れが困難である。よって、モニタリング機能を発揮しそのような企業に保証を行うようなインセンティブを金融機関に与えることが重要である。

そこで我々は、代位弁済率が低い金融機関の取引先に対する信用保証料の減額を提言する。現状の制度において、前述した通り保証協会が企業のリスクに対応して弾力化されているが、我々の提言は、現状のリスク考慮型保証料率に加えて、金融機関の代位弁済率に

応じて信用保証料の減額を提言する。代位弁済率が低かった金融機関の取引先への保証料率を減額することで、このような金融機関への資金需要が高まり結果として収益性の向上へつながる。金融機関はそれを受けて、代位弁済率を下げることを目標とするため保証付き融資を行った中小企業をモニタリングするインセンティブを向上させることができる。一方、中小企業は保証料の減額によって保証料負担が減額され、金融機関からの融資を受けやすくなる。特に地方において金融機関のモニタリング機能の向上が必須であり、中小企業側の信用保証付き融資の選別が金融機関のモニタリングを行うインセンティブを生み出すため、この政策は我々の目標とする地域の新陳代謝を高め、地方創生に繋がると考える。

具体的には毎年、保証協会ごとに保証協会の主要取引金融機関を対象として、代位弁済率が低かった金融機関(上位 3 行程度)を経済産業大臣が指定し、減額する保証料を 0.1%とする。この数字は現状の制度における有担保割引と同率である。つまり、中小企業が担保を有していない場合でも、優良金融機関と取引すれば担保を保有している場合と同じような優遇を受けられるため、中小企業にとって大きなメリットとなるであろう。そのため、中小企業が金融機関をより選別すると考えられ、リスクが高い保証を行った金融機関は淘汰されていくことが期待される。

第 3 項 「ビジネスマッチング保証制度」の創設

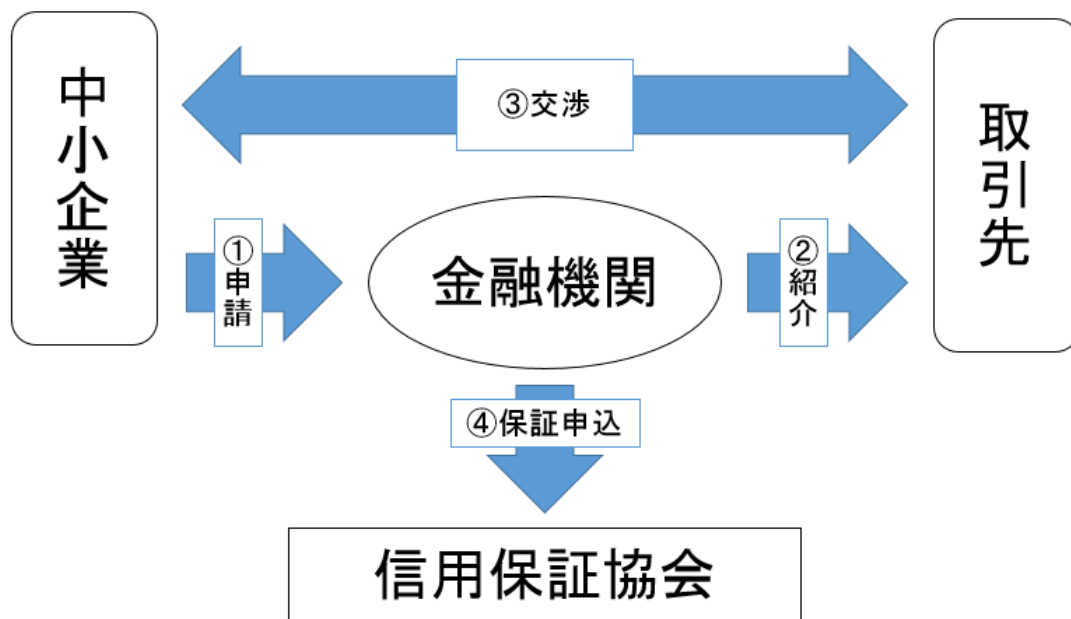
ビジネスマッチングサービスとは、金融機関が保有する多くの企業情報を駆使し、企業の取引先の拡大や事業拡大を支援することを目的としたサービスのことである。金融機関は様々な業種の取引先を有しており、融資先の中小企業が通常の業務で取引することがない企業を金融機関が斡旋をすることが可能である。具体的な流れとしては、まず中小企業が金融機関に対してビジネスマッチングサービスの申請を行う。金融機関は申請に際し、取引先の選定、面談の申請、日程調整といった実務を行い、中小企業同士の仲介を行う。中小企業は、金融機関に対して紹介手数料と商談が成立した場合、成約手数料を支払う。ただし、金融機関によって、紹介手数料はかからず、成約手数料のみかかる場合もある。

このサービスは、みずほ銀行や三菱東京 UFJ 銀行のようなメガバンクをはじめ、多くの地方銀行でも提供されている。このビジネスマッチングサービスによって、企業の新たな投資機会における資金需要が高まるので、金融機関の融資先が拡大すると考えられる。また、全国中小企業取引振興協会と下請中小企業振興協会が運営するビジネスマッチング・ステーションというサイトも存在している。このサイトは、インターネットの迅速性と下請中小企業振興協会による細かな取引斡旋機能を使用し、中小企業の取引先拡大、販売経路拡大の支援を目的としている。サイトへの登録や利用の際の費用、会費はかからず、サイトの運営資金も国からの補助が出ているため、このサイトを中小企業が利用しやすいというメリットがある。特に地方においては、人口減少に伴い既存の投資先が縮小しており、

ビジネスマッチングによる新たな新規事業の開拓は不可欠であろう。

以上のことから、ビジネスマッチングによって中小企業が事業を拡大しやすい環境にあると言える。しかし、このビジネスマッチングサービスは既存の事業と無関係の業種の企業とマッチさせるため、その事業が必ずしも成功するとは限らずリスクも存在する。また、情報の非対称性の問題も大きいいため、金融機関による融資が過小になると考えられる。その場合、金融機関が企業に対して融資を行うインセンティブが少ないと考えられる。よって、金融機関が融資をするインセンティブを高め、地方経済の規模を拡大すべく、ビジネスマッチング付き保証の制定を提言する。この保証は、金融機関のビジネスマッチングサービスを利用した中小企業を対象とし、信用保証協会の保証割合を 80%、金融機関の負担割合を 20%に設定する。なお、通常の信用保証協会の保証割合は、上記の政策提言で示した通り 70%とする。

図 5-1 ビジネスマッチング保証制度の略図



出典：筆者作成

図 5-1 は、ビジネスマッチング保証制度の略図を示したものであり、具体的な流れとしては以下の通りである。

- ① 中小企業が金融機関に対してビジネスマッチング保証付き融資の申請を行う。
- ② 金融機関は、中小企業の経営戦略や事業内容のヒアリングを行い、取引先の紹介、交渉日時の調整などを行う。
- ③ 金融機関の仲介のもと、取引先と中小企業の交渉を実施し、取引先は中小企業の事業内容の諾否を検討する。

- ④ 交渉が成立した場合、金融機関は信用保証協会に対して、ビジネスマッチング保証の申請を行う。その際、当融資がビジネスマッチングサービスを利用することが前提となっている融資である証として、ビジネスマッチング保証付き融資の申請書や交渉成立の証明書といった書類を提出することを義務付けることとする。以下は通常の保証の流れと同様である。

以上の流れによって保証を利用することで、金融機関の負担するリスクが軽減され、融資を実行するインセンティブが高まり、金融機関の取引先ネットワークや目利き機能活用しながら、中小企業の事業をより拡大させることが可能と考える。

第4項 「セーフティーネット 9 号：人口減少地域における新規開業企業への支援」の追加

我々が目指す地方創生には市場規模の拡大が必要不可欠である。また、市場規模の拡大に必要なのは新規開業の増加である。しかし、新規開業企業と金融機関の間には情報の非対称性の問題があり、金融機関は新規開業企業に対して融資を行おうとしない。この問題はすべての地域において共通の問題であるが、経済の縮小の問題がより深刻である地方において、新規開業企業に対する融資の問題は深刻である。よって我々は地方の金融機関のモニタリング機能や目利き機能を活用しながら、新規開業企業への融資を活発化し、新規開業の増加を実現するために、地方の新規開業企業に対する保証付き貸出の保証割合を増加させる政策を提言する。

信用保証協会が地方の新規開業企業に対する保証付き貸出の保証割合を上げることで、情報の非対称性に伴う過少供給の問題が緩和され、地方金融機関の新規開業企業への貸出のインセンティブを促進させる。保証付き貸出の保証割合を通常よりも引き上げることで、地方金融機関は安定して新規開業企業への貸出を行うことができる。よって地方金融機関は新規開業企業への貸出のインセンティブも増加されるので、新規開業企業への貸出が増加する。その結果、地方での新規開業は増加し市場規模の拡大へと寄与される。

しかし、保証割合の増加は金融機関の信用保証への依存度を高めると考えられる。第 4 章で述べた通り、地方の金融機関において信用保証への依存度が高まると金融機関がモラルハザードを起こし代位弁済率が増加する。そこで我々はモラルハザード抑制のために、代位弁済率が高い地方金融機関には、保証割合の増加を行わないことを提言する。この提言により、代位弁済率が高い地方金融機関に保証割合の増加を適用しないことで、信用保証への依存を過度に増加させないようにする。また、代位弁済率が高い地方金融機関は代位弁済率が低い地方金融機関に比べて、保証割合が異なるため、保証付き貸出自体の機会が減ることになる。その結果、代位弁済率が高い地方金融機関は保証割合の増加を受けたいがため、自身のモニタリング機能や目利き機能の強化を図ることによってモラルハザードの誘発を防ぐことができる。

本制度は既存のセーフティーネット保証制度の枠組みを活用し運用することとする。中

小企業庁によると、セーフティーネット保証制度は「取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度」である。本稿が提言する地方の新規開業企業に対する保証は、事業活動が制限されている中小企業に対する保証制度に該当する。具体的には以下のような流れにより、新規にセーフティーネット 9 号を制定する。

- 1) 指定地域を人口減少率や地域経済状況に基づき経済産業大臣が認定する。
- 2) 指定金融機関を過去の代位弁済率に基づきに選定し経済産業大臣が認定する。
- 3) これらに該当する地域の金融機関が開業 5 年以内の中小企業者(法人および個人)に対して保証する。

金融機関や地域の指定についてはおおよそ 1 年を目処に検討を行う。従来のセーフティーネット保証は責任共有制度の対象外であり 100%保証であるが、本制度はモラルハザードを防止する観点から、保証割合を 90%保証とする。なお、現行のセーフティーネット保証と同様にリスク考慮型信用保証料の対象外とする。

おわりに 政策提言と本稿のまとめ

本稿では、地方金融機関の正常な目利き機能及びモニタリングが発揮されていないことから、信用保証制度に依存し、保証付き融資を増加させるに至った、地方金融機関のモラルハザード問題について実証分析を行ってきた。また、我々はこの問題点を解消し、地方創生の実現のために以下の政策を提言してきた。

政策①：信用保証協会の保証割合を 80%から 70%へ引き下げる。

政策②：緊急時の 100%保証における信用保証協会の保証割合を 100%から 90%へ引き下げる。

政策③：代位弁済率が低かった優良金融機関の融資先企業に対して保証料率を通常の保証料率からさらに 0.1%引き下げる。

政策④：「ビジネスマッチング保証制度」を新たに創設する。

政策⑤：新たなセーフティーネット保証制度として、「セーフティーネット 9 号：人口減少地域における新規開業企業への支援」を追加し、新規開業に対する信用保証協会の保証割合を 90%に設定する。

以上 5 つの政策提言は、地方経済の問題点を金融面からアプローチし、地方創生の実現の足掛かりとなるであろう。表は、第 4 章で述べた実証分析の結果、問題点、本章での政策提言、また、各政策において期待できる効果を対応させたものである。

表 5-1 分析結果、問題点、政策提言及び効果のまとめ

実証・現状分析から分かったこと	問題点	政策提言	効果
地方(人口減地域)でDIなど景気が悪化したとき、金融機関の保証依存が高まる。	セーフティネットとして、信用保証制度が機能しているものの、代弁率が上昇しているので、退出すべき企業の温存となっている可能性。	・セーフティネット保証の保証割合引き下げ ・セーフティネット保証の対象を新規開業企業といった若い企業を対象とすべき(セーフティネット9号の提案)	地方において新陳代謝が高まり、地方が活性化
地方(人口減地域)において、自己資本比率が高い(貸し出し余力がある)金融機関が保証付き融資をより多く行っている。	自行でプロパー融資を行い、モニタリング能力を発揮すべきなのに、保証に依存している。	・通常の保証割合の引き下げ(80%から70%へ)	地方の貸し出し余力がある金融機関がモニタリング・目利き能力を発揮しつつ、融資をするインセンティブが高まる。
地方(人口減地域)において、不良債権比率が高い金融機関が保障に依存している	地方(人口減地域)の金融機関がモラルハザード(リスクが高い中小企業に保証するという問題)が発生している	・通常の保証割合の引き下げ(80%から70%へ)	リスクが高い中小企業が退出し、地方における新陳代謝が高まり、地方が活性化
地方(人口減地域)の金融機関が保障に依存した結果、代位弁済率が高まっている。		・代位弁済率が低かった優良金融機関に対する保証料率の引き下げ	
人口減少に伴い、投資機会が減少する。	新たな投資機会が少ない	・ビジネスマッチング保証の創設	従来であれば、取引しなかった企業が出会うことで、新たな事業拡大の機会が生まれ、金融機関に対する資金需要も拡大。それにより、地方が活性化。

出典：筆者作成

我々が提言してきた政策は、地方金融機関の目利き機能及びモニタリングを適切に発揮させるインセンティブを与えるものである。しかし、上記に提言した政策に一定の効果があるのか、また、保証割合の引き下げによって、金融機関の中小企業に対する貸し渋りが生じる可能性や、ビジネスマッチング保証制度において、モラルハザードを誘発させてしまう可能性など、実証していない部分もあり、その可能性を否定することができない。そのため、上記の提言を実行した後においても、正常に制度が機能しているかどうか検討を重ねていく必要があると考える。信用保証協会と地方金融機関の適切な関係を築き、地方創生の実現、延いては、日本経済が更なる発展を遂げることを切に願う。

先行研究・参考文献・データ出典

先行研究

- 富村圭(2010)「愛知県の中小企業金融と信用保証制度に関する企業意識—愛知県信用保証協会アンケート調査結果」家森信善編著『地域の中小企業と信用保証制度 金融危機からの愛知経済復活への道』第4章 59～132 ページ
- 安田行宏(2010)「信用金庫の貸出行動と信用保証との関係についての実証分析」東京経大会誌 第268号 19～35 ページ
- 家森信善(2010)「グローバル金融危機に直撃された愛知経済」家森信善編著『地域の中小企業と信用保証制度 金融危機からの愛知経済復活への道』第1章 1～15 ページ

参考文献

- 厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/>
- 全国信用保証協会連合会 HP <http://www.zenshinhoren.or.jp/>
- 中小企業庁 HP <http://www.chusho.meti.go.jp/>
- 日本政策金融公庫 HP <http://www.jfc.go.jp/>
- 内閣府 HP <http://www.cao.go.jp/>
- OECD 対日審査報告書 2015 年版
<https://www.oecd.org/ireland/economic-survey-ireland.html>

データ出典.

- 株式会社日本経済新聞デジタルメディア『日経 NEEDS Financial QUEST』
- 国土交通省 HP <http://www.mlit.go.jp/>
- 全国銀行協会 HP 掲載の財務諸表分析
http://www.zenginkyo.or.jp/stats/year2_02/index.html
- 総務省統計局 HP <http://www.stat.go.jp/data/nihon/02.html>
- 中小企業庁 HP 「中小企業景況調査報告書」
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/keikyo/index.html>
- 内閣府 HP <http://www.cao.go.jp/>

以上の参考文献・データ出典の最終閲覧日は 2016 年 11 月 11 日である。